

23 盛 行 号 外  
平成23年10月27日

盛岡市議会議員 各位

盛岡市長 谷 藤 裕 明



包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況等について  
このことについて、平成17年度、21年度及び22年度監査分に係る措置状況及び未措置事項の取組  
状況を取りまとめたので、別添のとおり御報告いたします。

担当 市長公室行政経営課  
電話 651-4111  
(内線3841～3843)  
直通 626-7553

平成17年度包括外部監査結果等に基づく措置状況(水道事業及び水道サービス公社分)

監査対象事件	区 分	指摘件数等	前回までの措置件数	今回措置件数	未措置件数
水道事業の財務事務及び経営管理	監査結果	7	6	0	1
	監査意見	11	11	0	0
	小計	18	17	0	1
水道サービス公社の財務事務及び経営管理	監査結果	3	3	0	0
	監査意見	4	3	0	1
	小計	7	6	0	1
合 計		25	23	0	2

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成17年度）

テーマ：水道事業の財務事務及び経営管理【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
22	<p>(3) 財団法人盛岡市水道サービス公社に支出している補助金について</p> <p>(3) -1 財団法人盛岡市水道サービス公社に対して支出されている補助金は、補助金ではなく公社への委託料に含めて予算化し、契約がなされるべきである。</p>	<p>今後、検討します。</p>	<p>●未措置</p> <p>公社が実施する貯水槽水道施設調査業務等については、良質で安全な水質の水道水の確保の観点から公益性があるものと認識しております。しかしながら、公益法人制度改革に対応して、水道サービス公社のあり方について検討しているところであり、その中で公社の業務の取扱いについても、判断してまいります。</p> <p>(上下水道局総務経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成17年度）

テーマ：財団法人盛岡市水道サービス公社の財務事務及び経営管理【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
64	<p>(1) 公益法人たる公社形態で事業を行うことの合理性について</p> <p>水道法の改正により貯水槽水道の管理業務を公社が行わなければならない理由が法律的に積極的な意味がない。事業を公益法人として行うことに伴って追加の業務負担のコストが生じており、公益法人として運営することが、経済的に合理性、効率性を欠く要因となっている。</p>	<p>平成20年度に公益法人制度が全面的に改正され、新たに非営利法人制度が創設される予定であり、同制度改革の主旨を踏まえて、今後公社の在り方について検討協議してまいります。</p>	<p>●未措置</p> <p>公益法人改革三法が平成20年12月1日に施行され、法律施行から5年間を移行期間として、公益財団法人への移行の認定申請又は一般財団法人への移行の認可申請をすることができることとなっているため、解散を含めて、今後の公社の在り方について協議を継続し、方針を決定したいと考えています。</p> <p>(上下水道局総務経営課)</p>

平成21年度包括外部監査結果等措置状況

監査対象事件		所管課	区分	指摘等件数	措置済件数	今回措置件数	未措置件数		
テーマ1	盛岡市中央卸売市場の経営状況について	中央卸売市場業務課	監査結果	18	11	0	7		
		管財課	監査結果	2	2	-	0		
		契約検査課	監査結果	6	6	-	0		
		共通	監査結果	2	2	-	0		
		テーマ1 計			28	21	0	7	
テーマ2	公の施設の管理運営について	行政経営課	監査結果	16	6	5	5		
		財政課	監査結果	3	3	-	0		
		生涯学習課	監査結果	10	3	4	3		
		スポーツ振興課	監査結果	8	3	0	5		
		観光課	監査結果	3	0	0	3		
		公園みどり課	監査結果	11	1	0	10		
		小計(監査結果)			51	16	9	26	
		生涯学習課	参考意見	2	1	0	1		
		小計(参考意見)			2	1	0	1	
		テーマ2 計			53	17	9	27	
テーマ3	平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証	H19	市民税課	監査結果	13	13	-	0	
			資産税課	監査結果	9	8	0	1	
			納税課	監査結果	9	5	2	2	
			健康保険課	監査結果	8	5	2	1	
			児童福祉課	監査結果	11	11	-	0	
			建築住宅課	監査結果	3	1	0	2	
			共通	監査結果	12	11	1	0	
			小計(監査結果)			65	54	5	6
			共通	参考意見	1	1	-	0	
			小計(参考意見)			1	1	0	0
		H20	教育委員会総務課	監査結果	8	1	0	7	
			総務経営課	監査結果	2	1	0	1	
			下水道整備課	監査結果	3	0	0	3	
			下水道施設管理課	監査結果	1	0	0	1	
			行政経営課	監査結果	1	1	-	0	
			財政課	監査結果	2	0	0	2	
			建築住宅課	監査結果	1	0	0	1	
			共通	監査結果	12	1	0	11	
			小計(監査結果)			30	4	0	26
			職員課	参考意見	5	5	-	0	
			財政課	参考意見	7	5	0	2	
			契約検査課	参考意見	3	3	-	0	
			会計課	参考意見	1	0	0	1	
			行政経営課	参考意見	1	1	-	0	
			共通	参考意見	2	2	-	0	
			小計(参考意見)			19	16	0	3
テーマ3 計			115	75	5	35			

※テーマ3の指摘等件数には、H21監査の結果改めて措置計画を策定したものを含む。

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
18	<p>② 施設使用料                      (エ) 施設使用料の増加策について                      施設使用料を増やすための方策としては、i. 施設使用料の引き上げ、ii. 未利用施設の利用、及びiii. 会議室等の利用が考えられる。</p> <p>i. 施設使用料の引き上げ                      業務規程単価の約30%の緩和措置がなされているが、仮に業務規程単価どおり収入できた場合の施設使用料を試算した。平成20年4月1日現在の施設の使用状況が1年間継続すると仮定し計算したところ、年間の施設使用料は748,962千円となり、実際の収入より222,572千円の増収が見込めることとなる。</p>	<p>施設使用料について、平成23年度までの2年間、業務規程単価の約30%の緩和措置を延長することとしたことから、引き上げについては、この間、場内業者の経営状況や市場のあり方に係る協議内容などを踏まえ、検討してまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>●未措置                      東日本大震災の影響もあり、場内業者の経営状況が依然厳しい状況が続くことが予想されますので、現在の使用料単価を引き上げることは困難であると考えております。今後の対応について今年度中に結論を出す予定です。</p> <p>また、未利用施設の利用については、複数の事業者と交渉中であり、平成23年末までには、その中のいくつかの事業者の結論が出される予定です。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>
19	<p>ii. 未利用施設の利用                      平成20年度末現在、未利用となっている施設がある。これらがすべて利用された場合、業務規程単価であれば年額79,233千円、約30%の緩和措置のなされた単価であっても年額55,858千円の増収が見込めることとなる。未利用施設の利用を進めるためには、既存業者による共同利用の推進が考えられる。また、継続的に新規業者の誘致を行うことも必要であり、そのためには、効果的な情報提供と情報交換が不可欠となる。</p>	<p>既存業者による加工・配送などの機能拡充を促し、未利用施設の利用を促進します。また、継続的に関係機関との情報交換を行うなど、新規入場業者の誘致に努めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>●未措置                      未利用施設の利用については、市としての東日本大震災被災事業者復興支援策を含め、現在、複数の事業者と協議中です。</p> <p>また、新規事業者の誘致につきましても、岩手県及び盛岡市の企業立地担当部署と連絡を取りながら情報交換を進めております。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
30	<p>(3)繰入金</p> <p>①一般会計繰入金</p> <p>(ウ) 基準外繰入金が生じないために</p> <p>基準を超えた一般会計繰入金は、基準外繰入となり、一般会計から借入れを行っていることとなる。市場の基準外繰入は、盛岡市の財政そのものの圧迫要因となるほか、基準外繰入が3年連続で生じた場合は、「第8次卸売市場整備基本方針」で定める再編基準の指標の一つに該当し、地方卸売市場への転換等の市場の再編に取り組まなければならない。</p> <p>平成17年度以降は基準外繰入は行っていないが、これは、市場跡地の売却益を積み立てている中央卸売市場財政調整基金（以下「基金」）を取り崩しているからである。基金残高が数年で底をつくこととなった場合、基準外の一般会計繰入金による補填が必要となる可能性がある。</p>	<p>市場跡地の売却益を年度末に中央卸売市場財政調整基金として積み立て、各年度の起債償還費用等、歳出の一部に充てるために取崩しを行っていることは、当初から予定されていたものです。今後も市場跡地の早期売却を最優先に、所管換えを行った土地に係る収入の確保、未利用施設の利用促進等による歳入の確保に努めるとともに、事務事業の見直しや歳出の縮減を行うなど、できる限り基準外の一般会計繰入金が生じないように努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(中央卸売市場業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>建設当初の計画において見込んだ市場跡地の売却益は、その後の土地価格の大幅な下落等に伴い、縮小を余儀なくされました。</p> <p>また、生鮮食料品流通形態の変化等により市場経由率が低下するなど、場内業者の経営も厳しい状況が続き、廃業する事業者が見られます。</p> <p>こういったことに伴い、収入を増加することは著しく困難な状況にあります。</p> <p>23年12月までに、施設管理経費等について再精査を実施し、収支の見通しについて見直しを行い、一般会計からの基準外繰入金による補てんが最小限になるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(中央卸売市場業務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
31	<p>②基金繰入金                      (ウ) 基金の枯渇について                      基金設置後、基金は毎年取崩しが行われている。この状況が続けば、いずれ基金が枯渇することとなる。未売却の市場跡地がこのまま売却できない場合（ケース1）と平成22年度に売却できた場合（ケース2）において、基金が枯渇するまでの年数は以下のとおり想定される。なお、1年あたり取崩額は、平成18年度から平成20年度の3ヵ年平均320,175千円と仮定する。また、売却益見込は、未売却地売却予定額535,435千円からインフラ整備費支出予定額60,851千円を控除した474,583千円と仮定する。</p> <p>想定された枯渇までの年数をみると、ケース1の場合は平成22年度に、ケース2の場合は平成23年度に枯渇することとなる。したがって、市場跡地を早期に売却することのみでは、基金の枯渇は避けられない。市場跡地の早期売却を実現するとともに、他の手段によっても収入を確保していく必要がある。</p>	<p>市場跡地の早期売却を最優先に、所管換えを行った土地に係る収入の確保、未利用施設の利用促進等による収入増加のための方策を検討するとともに、事務事業や歳出の見直しによる歳出予算の縮減に努めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>●未措置                      市場跡地の売却については、区画割の見直しを行い、その内の約3,000㎡を売却することができました。</p> <p>また、残る区画の早期売却を図り、公共用地所管換分の歳入を確保するなど収入の確保に努めしながら、収支の見直しを見直すことで、随時対応してまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
39	<p>③盛岡市中央卸売市場施設管理業務委託                      (イ) 随意契約の根拠が不明確である</p> <p>当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠規定として、随意契約によっている。業務課にヒアリングしたところ、当該業務は年度開始日である4月1日から業務を開始しなければならないが、新年度開始前に予算執行の一部である入札手続を執ることができないとのことであった。このことが「契約の性質が競争入札に適しないもの」に該当するとの説明を受けた。</p> <p>しかし、年度開始前に入札手続を執ることができないとしても、市は、経済性、効率性を損なわないようにあらゆる方法を考える必要がある。例えば、4月の業務については、3月までの委託業者に随意契約により委託し、残りの5月～翌3月までの期間の業務を競争入札により、業者を決定する方法や、長期継続契約とする方法が考えられる。</p>	<p>当該業務委託の年度途中開始契約、長期継続契約等による方法について、関係部署の検討結果を踏まえ、可能である場合、平成23年度の契約から競争入札の方式に移行してまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>施設管理業務委託につきましては、平成24年度の契約から競争入札方法への移行に向け協議を進めております。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p>(2)その他の一般管理費</p> <p>①需用費</p> <p>(イ) 施設修繕料について（メーター交換）</p> <p>電力メーターや水道メーター，ガスメーター，オイルメーターについては，計量法の適用により，交換期間が定められている。市場では，交換時期をもとに将来の支出額を見積もっているが，財政状況が厳しいことから交換時期に必要な予算が措置できないため，使用に支障がない場合に限り，交換時期を超えて使用している。</p>	<p>各種メーター類については，年次計画に基づく適切な交換に向け予算措置に努めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>各種メーター類については，平成24年度中の交換に向け予算措置の協議を進めております。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>
43	<p>4. 市場の経営改革と今後の方向性の検討について</p> <p>第8次卸売市場整備基本方針では中央卸売市場の再編基準として4つの指標を掲げている。平成20年度おける状況は以下のとおりである。青果部では該当項目はないが，水産物部では，4項目中2項目に該当している。基金が枯渇すれば，基準外の一般会計繰入金による補填が必要となることも予想される。そうなること水産物部においては，4項目中3項目が該当することとなり，再編を迫られることとなる。将来においても，水産物部が中央卸売市場であるためには，基準外の一般会計繰入金の発生を回避するように経営改革を進めることが必要となる。基準外の一般会計繰入金の発生を回避するためには，歳入の確保が不可欠となる。現在行われている市場使用料の減免を見直すこと</p>	<p>今年度内に，現在設置している市場活性化ビジョン推進委員会の内部に，場内の経営者等による検討組織を設け，盛岡市中央卸売市場のあり方について1年を目処に方針を定めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>市場のあり方を検討するため，平成22年3月に市場活性化ビジョン推進委員会に市場経営検討部会を発足させ，これまで素案協議等を18回開催いたしました。</p> <p>しかし，検討協議をする際の指針となる国の第9次卸売市場整備基本方針の詳細が本年3月までずれ込んだほか，東日本大震災の発生などにより，検討協議が遅れていますが，今年度内に決定すべく進めております。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

	<p>や、大手業者を誘致するなど市場の魅力を高めて取引量を増大させることなどの取り組みが必要である。</p> <p>一方で、地方卸売市場への転換が避けられないのであれば、現在の経営形態を地方卸売市場として相応しい形態に改める必要がある。また、集荷・販売面における他の卸売市場との連携など第8次卸売市場整備基本方針で示された措置についても、その可能性を検討すべきである。さらに、水産物部の地方卸売市場への転換に伴う青果部への影響についても考慮し、経営形態の改善が必要となる。</p> <p>このように、盛岡市中央卸売市場は、経営改革の必要性に迫られている。基金残高が1.4年ないし2.9年で枯渇することや経営改革の実現を考慮すると、検討に残された時間は少ない。今後の盛岡市中央卸売市場の在り方について早急に判断すべきである。</p>		
--	---	--	--

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
54	<p>3. 指定管理者制度の趣旨を達成するための盛岡市の考え方, 取組み</p> <p>(1) 指定管理者制度導入に向けた取組み</p> <p>① 選定を公募によらない場合の理由について</p> <p>非公募とするかどうかの判断は、公募によった場合のデメリットや非公募の場合のメリットだけで判断するのではなく、公募の場合のメリット、デメリット、非公募の場合のメリット、デメリットをそれぞれ斟酌し判断すべきである。</p> <p>公募が原則であるため、非公募で選定できる施設の要件は限定的に判断されなければならない。非公募で選定できる施設の要件の「3) その他」にある「特に必要と認められる場合」は裁量の余地が大きい。非公募で選定できる施設の要件は限定的に考えるべきである。</p>	<p>非公募と判断するにあたっては、これまでも公募の場合のメリット、デメリット、非公募の場合のメリット、デメリットをそれぞれ斟酌しているところではありますが、公表方法について検討・工夫してまいります。</p> <p>また、非公募で選定できる施設の要件の「特に必要と認められる場合」については、これまでも外部有識者の意見を聴きながら限定的に考えてきたものであり、今後も引続き限定的に考えてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>○措置済</p> <p>公募によらない事由として、「1) 地域密着型の施設」、「2) 福祉サービスの利用者の利益の保護が特に優先される施設」、「3) その他」の3項目を掲げていますが、そのうち「3) その他」に該当する場合は、審査結果の公表にあたり、「理由」の欄に、メリット・デメリットを明記することといたします。</p> <p>また、非公募とする施設につきましては、自治体経営推進会議の指定管理者部会で意見をいただくこととしており、今後とも、非公募施設がいたずらに拡大することのないよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
55	<p>②公募によらない場合のサービス向上及び効率化の方策について</p> <p>指定管理者の選定を非公募によった場合であっても、指定管理者制度導入を機会に、行政サービスの向上及び効率化に努めることは当然のことである。公募の場合、応募者の競争原理により、行政サービスの向上及び効率化が期待できる。一方、非公募の場合、応募者の競争原理によって行政サービスの向上及び効率化は期待できないのであるから、別途、行政サービスの向上及び効率化の方策を検討する必要がある。例えば、前回の指定管理者選定期間と新しい選定期間で、行政サービス向上及び効率化に向けて、どのような改善が行われるのかといった点を比較するなどの方法が考えられる。</p>	<p>非公募の場合、これまでもサービス向上及び効率化等の観点から、事業計画の審査を行っておりますが、内容が十分かどうかについては検討の余地があることから、22年度中に検討し方針決定してまいります。</p> <p>(行政経営課)</p>	<p>○措置済</p> <p>非公募施設のサービス向上及び効率化の方策については、事業計画書の様式に、新たに「前回の指定管理期間の取組からの変更点」の記入欄を設け、改善に向けた取組を点検できるようにいたします。</p> <p>(行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
59	<p>(2) 指定管理者制度の運用</p> <p>② 第三者評価の実施者について</p> <p>平成19年度、平成20年度のいずれも、第三者評価実施に応募した団体は1団体であった。このような状況が継続し、第三者評価者が特定されると、第三者評価の適切性を確保する上で問題となる。第三者評価実施の応募が少ない要因の一つとしては、指定管理者制度に対する十分な理解を有する人材、団体が少ないことも考えられる。そこで、指定管理者制度の定着に伴い、市として、適切な第三者評価を行える担い手を広く育成していくことも必要である。</p> <p>③ 連絡会議について</p> <p>連絡会議を制度化し、各施設の成功事例を積極的に紹介するなど、市と指定管理者との意見交換する場として活用していくことが必要である。</p> <p>また、この連絡会議とは別に、市と指定管理者が施設の管理運営や自主事業について、対等な立場で話し合えるような場を設けることも必要である。</p>	<p>第三者評価の実施団体を募集した際に応募団体が1団体しかなかったことについては、指定管理者制度の周知を図ることによって、企業やNPO等の団体の参入意欲の喚起を図ってまいります。</p> <p>(行政経営課)</p> <p>連絡会議は、平成18年度以降、年2回をめぐりに開催し、各施設の成功事例の紹介や市と指定管理者との意見交換を行っており、今後も開催してまいります。定期的開催の明文化については検討してまいります。</p> <p>市と指定管理者が対等な立場で話し合える場については、必要に応じて各施設所管課において、定期的に指定管理者との話し合いの場を設けており、今後も、同様に取組んでまいります。</p> <p>(行政経営課)</p>	<p>○措置済</p> <p>第三者評価への応募者を増やす取組については、ホームページ等の活用や、もりおか市民活動支援室への情報提供などにより、指定管理者制度の周知を含めて取り組んでいるところでありますが、今後とも、様々な機会を捉えて企業やNPO等の団体の参入意欲の喚起を図ってまいります。</p> <p>(行政経営課)</p> <p>●未措置</p> <p>連絡会議については、平成23年度も開催することとしておりますが、会議のあり方等については、検討を続けております。</p> <p>市と指定管理者が対等な立場で話し合える場については、必要に応じて各施設所管課において、定期的に指定管理者との話し合いの場を設けております。</p> <p>(行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
60	<p>④損害賠償に関する市と指定管理者のリスク分担について</p> <p>市は、すべての公の施設について早急に「市民総合賠償補償保険」への加入状況を検証し、付保の内容が十分であるか検討する必要がある。</p> <p>市と指定管理者のリスク分担について仕様書に記載するだけでなく、特に利用者への影響が大きい事項については具体的にどのように担保するか、契約時に双方で協議の上決定しておく必要がある。その際に指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の被保険者とみなされ、当該保険で付保されているかどうかについて所管課と指定管理者の双方で認識を統一することが必要となる。</p>	<p>早急に各施設の加入状況を調査し、付保の内容が十分かどうか検討し、必要な措置を講じてまいります。</p> <p>また、協定締結時に市と指定管理者とが賠償補償保険についての認識を統一できるよう、必要な措置を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>●未措置</p> <p>各施設の加入状況の調査を終え、現在、他都市の事例も参考に、対象となる施設等を整理し、必要な措置について検討しております。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
61	<p>(3)今後に向けた課題</p> <p>①指定管理期間の弾力化について</p> <p>指定期間は、競争の機会の確保や指定管理者のノウハウの蓄積など様々な点を考慮して決定する必要がある。また、施設の特性によって、指定管理者の投資回収期間が異なったり、職員の雇用形態が異なることが考えられる。そこで、指定期間を一概に3年または5年とするのではなく、公の施設の特性や、指定管理者が最も創意工夫や効率化が達成可能となる期間に応じて、指定期間を弾力的に設定できるように、「基本的な考え方」を変更すべきである。</p> <p>②「基本的な考え方」の再検討について</p> <p>現在の「基本的な考え方」は、指定管理者制度導入時に策定されたこともあって、指定管理者の選定にすることが定められているが、運用についての記載は不十分である。「基本的な考え方」の策定時点と比べると、現在、指定管理者制度の定着に伴い、市にも新たなノウハウの蓄積が進んでいる。また、公の施設や応募者の状況等にも変化がみられる。そこで、現在の状況に合わせて、モニタリングの充実など、特に運営面について、「基本的な考え方」を見直す必要がある。</p>	<p>現在は、新規参入や競争の機会の確保のため、3年または5年の指定期間としておりますが、ご指摘を踏まえ、施設の特性等に応じた指定期間のあり方について、他都市等の事例も研究しながら、検討してまいります。</p> <p>(行政経営課)</p> <p>指定管理者制度の導入以降、運営面での課題等を検討する中で、制度化されたものもあり、これらを「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」に盛り込む方向で検討してまいります。</p> <p>(行政経営課)</p>	<p>●未措置</p> <p>施設の特性等に応じた指定期間のあり方について、他都市等の事例を収集し、検討しております。</p> <p>(行政経営課)</p> <p>○措置済</p> <p>上限額の設定等、制度化されてきたものについて、今年度に予定していません「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」の改訂に盛り込んでまいります。</p> <p>(行政経営課)</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
63	<p>4. 生涯学習課</p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>①非公募による選定について（市側の問題点）</p> <p>市が非公募理由として掲げている事項は、いずれも、非公募とする合理的な理由とはいえない。次期の指定管理者の選定にあたっては、公募とすべきである</p>	<p>次期の選定に向けて、住民サービスの向上と芸術文化振興という観点で検証した上で、選定方法を検討してまいります。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>●未措置</p> <p>次期の指定管理者の選定事務にあわせて、平成24年度中に検証を行い、選定方法について結論をだすこととしました。</p> <p>(生涯学習課)</p>
65	<p>②公募による選定について（市側の問題点）</p> <p>公募の原則を全うするためには、形式的に公募手続を踏むだけでなく、応募しにくい状況等がないか実質的に検討することも必要である。新規指定時に応募した法人が、再指定時に応募してこない背景について把握し、以後の公募手続に役立てていくことが望まれる。</p>	<p>公募による選定にあたっては、応募を予定する団体に対しヒアリングを行うなど、応募しにくい状況等がないかどうか分析し、役立ててまいります。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>●未措置</p> <p>次期の指定管理者の選定事務にあわせて、平成24年度中に応募しにくい状況等がないか分析を行うこととしました。</p> <p>(生涯学習課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
70	<p>⑤財団本部の入居に係る共通管理費について（市側の問題点）</p> <p>指定管理料は公の施設の管理運営業務のための費用であるから、指定管理者の運営のための費用に充当されることは目的外の支出となる。</p> <p>財団が指定管理業務以外の本部機能のために使用している部分に係る共通管理費は、指定管理料から除外すべきである。</p>	<p>財団本部の入居に係る共通管理費については、本部機能に使用する分を面積により按分し、指定管理料から減ずるよう、財団と協議してまいります。</p> <p>（生涯学習課）</p>	<p>●未措置</p> <p>面積の按分の方法など、具体的な内容について、財団と協議を開始しました。</p> <p>（生涯学習課）</p>
71	<p>⑥事業費の補助について（市側の問題点）</p> <p>指定管理者選定時点で仕様書に、補助の要件を明示する必要がある。</p>	<p>次期指定管理者の選定にあたっては、仕様書に補助の要件を明示いたします。</p> <p>（生涯学習課）</p>	<p>○措置済</p> <p>次期指定管理者の選定となる平成25年の選定時点において、仕様書に補助の要件を明示することとしました。</p> <p>（生涯学習課）</p>
72	<p>⑦コスト面のモニタリングについて（市側の問題点）</p> <p>制度の趣旨が住民サービスの向上や管理運営の効率化にあることや民間事業者の月次報告には損益の状況が不可欠であることを考慮すると、指定管理者からの毎月の報告には、月次の収支報告を含めるべきである。</p> <p>また、財団では、施設ごと・事業ごと・企画ごとの収支も把握しているとのことであり、これらも市への報告内容に含める必要がある。特に第三者評価が施設ごとに行われていることとの整合性から、施設ごとの収支状況については市民に開示すべきである。</p>	<p>コスト面のモニタリングについては、基本協定に基く毎月の事業報告書に関して、財団と協議の上、収支状況についての定期的な報告を提出させるとともに、財団のホームページ等で施設ごとの収支状況等についても可能な限り開示するよう指導してまいります。</p> <p>（生涯学習課）</p>	<p>○措置済</p> <p>財団から半期毎の定期報告をうけることとしました。</p> <p>また、施設ごとの収支状況については、平成22年度実績から財団ホームページにおいて開示しております。</p> <p>（生涯学習課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
73	<p>⑧指定管理者制度導入によるコスト削減効果について（市側の問題点）</p> <p>指定管理制度導入を契機に、市は、指定管理料の設定にあたって、適切な原価計算により算定を行う必要がある。</p> <p>また、財団としても、コスト分析を実施し、削減可能な費用の検討を行うなど、主体的に効率化に取り組む必要がある。</p> <p>事業に従事する職員が、主に身分の不安定な非常勤となっている実態は、長期的な人材育成からも改善を要する。</p>	<p>財団に対しては、コスト分析などを実施し、より一層の効率化を図るよう指導してまいります。</p> <p>また、事業に従事する職員については、財団と協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>	<p>○措置済</p> <p>財団にコスト分析を実施し、削減可能な費用の検討を行うよう要請しました。</p> <p>また、事業に従事する職員については、指定管理者制度のもと、長期的な人材育成は困難であるが、研修の充実や適材適所の配置に努める旨報告を受けております。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
77	<p>③外郭団体としての経営改善について（市側の問題点）</p> <p>今後、市の財政が厳しさを増し、補助金の削減という事態に立ち至った場合、財団の運営が成り立たず、現在、実施されている自主事業の継続も困難となるおそれがある。そこで、財団が自ら、自主事業の拡充等により、財政的基板の強化に努めるとともに、市としても、財団の財政的自立を志向することが期待される。</p>	<p>財団において、財政的基盤の強化に努め、財政的自立を志向するように求めています。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>○措置済</p> <p>財団から、各種助成金等の積極的な導入等、工夫、改善に努め財政基盤の強化に努める旨、報告を受けました。</p> <p>(生涯学習課)</p>
81	<p>5. スポーツ振興室</p> <p>(2)指定管理者の選定について</p> <p>②施設のグルーピングについて（市側の問題点）</p> <p>第1回指定管理期間の選定では複数の申請があったにもかかわらず、第2回指定管理期間では、申請者が1法人しかなく、このことは指定管理者制度導入による住民サービス向上や効率化の機会を失っていることを意味している。</p> <p>指定管理者制度導入の目的は、複数事業者の競争、民間事業者のノウハウの活用によって初めて達成されるものである。そのためには最も民間事業者が参入しやすい形で公募を行うべきであり、決して民間事業者の参入を阻害するようなグルーピングとなってはならない。次回の公募では、グルーピングの方法を見直すべきである。</p>	<p>申請者が1団体となった理由を検証したうえで、サービス向上や効率化の観点からグルーピングの見直しを検討してまいります。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>●未措置</p> <p>グルーピングの見直しについては、現在検討中であります。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
85	<p>③審査員の独立性について（市側の問題点）</p> <p>審査員の選出にあたっては、外観的独立性が保持されているか慎重に検討する必要であり、次期指定管理選定の時期までに改善が望まれる。</p> <p>なお、審査員の選出にあたっては、「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」が定められている。この方針において、審査員の独立性に関する要件については、「指定管理者への申請を予定している団体の役職員又はこれらの者の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹など、公正な審査を期する上で支障が生じ得ると認められる者には、審査員は委嘱しない。」と規定されている。当該規定では、今回の事案については対応できない。規定の見直しについて検討が必要である。</p>	<p>今回のような事例に対応するため、「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」の見直しも含め、規定の厳格な適用がなされるよう、措置を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p>	<p>●未措置</p> <p>「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」の見直しについては、他都市の事例や関係課の状況を聴取しながら、要件の適用範囲を検討しております。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
87	<p>②指定管理者制度導入によるコスト削減効果について（市側の問題点）</p> <p>体育協会が指定管理者になっている体育施設に関する市のコスト削減効果は約0.6%（b/a）と計算され、指定管理者制度導入によるコスト削減効果は非常に乏しい。指定管理者選定に関連するコストなど、制度導入に関連して新たに発生するコストを考えると削減効果はさらに小さくなる可能性がある。市と指定管理者は、今後より一層のコスト削減を達成するための努力が必要である。</p>	<p>今後、より一層のコスト削減意識を高めるとともに、指定管理者と協議し、その方策について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	<p>●未措置</p> <p>コストの中でも大きな割合を占める燃料費については、変動する単価を適切に把握しながら算定を見直すほか、設定温度の見直し等により節減に努めております。</p> <p>また、その他の経費についても購入物品の数量等の見直しにより経費節減に努めているところではありますが、引き続き指定管理者と協議しながら、コスト削減についての方策を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
88	<p>③事業の実施に必要な備品の購入計画について（市側の問題点）</p> <p>事業を実施するうえで施設に備えられているべき備品についてまで指定管理者に帰属するものとされていると、次期指定管理期間において指定管理者が交代した場合に、新たな指定管理者がそのままでは事業を継続できず、新規投資が必要となる。また、市が税金を投下して取得した資産を使用することによって得た利用料収入を財源として、廃棄資産の代替資産を取得した場合にも所有権が指定管理者に帰属するというのは理解しがたい。</p> <p>基本協定書で合意された処理ではあるが、事業の実施に必要な設備・備品については、資産の廃棄状況も踏まえ、取得を予算の積算に含めるように指導していくことが望まれる。</p>	<p>備品の帰属に関しては、これまでも連絡会議等の場で指定管理者と協議してきたところですが、ご指摘の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> <p>既に廃棄された資産等の整備については、指定管理料での予算措置により計画的に配備できるよう協議しながら対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	<p>●未措置</p> <p>備品の帰属については、事業実施にあたり、施設に備えられているべき物品を整理し、指定管理者の交代によって支障が生じることがないように、あらためて、各施設所管課に周知します。</p> <p>また、備品の取得については、他都市の事例も参考にしながら検討しております。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> <p>●未措置</p> <p>既に廃棄された資産等の整備については、指定管理料での予算措置により計画的に配備できるよう協議しております。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
89	<p>④公共施設予約・案内システムの開発費の負担について（市側の問題点）</p> <p>空き情報等の確認，施設予約のインターネット対応が住民サービスの向上に必須であることを考えると，このような施設のインフラ部分は，指定管理者ではなく，市が責任を持って整備すべきである。市と指定管理者である体育協会との役割分担を，施設のインフラ整備に係る部分と運営に係る部分とから見直す必要がある。</p> <p>なお，第2次盛岡市情報化基本計画によれば，スポーツ施設を含む公共施設全般に対する新施設予約システムの構築が開始されることになっているが，現在のシステムとの関係を整理することが必要である。</p>	<p>公共施設予約・案内システムについて，第三次盛岡市情報化基本計画を推進する中で，市と指定管理者との適切な役割分担の観点から検証を行い，その結果により見直しを行います。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	<p>●未措置</p> <p>公共施設予約・案内システムについて，現在，市と指定管理者との適切な役割分担の観点から検証を進めておりますが，スポーツ施設を含む公共施設全般に対する新施設予約システムの構築については，市が構築する必要があると存じますので，市のシステムとして運用するよう見直しを図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
90	<p>(4)指定管理者について</p> <p>①管理費の按分計算について（指定管理者側の問題点）</p> <p>現在、体育協会において、補助金要望時、また決算時においても管理費をスポーツ振興事業と指定管理業務とに按分する計算は実施されていない。このことは、本来指定管理料で賄うべき管理費について、補助金が財源となっていることを意味する。補助金が不当に高く算定されている可能性があるほか、指定管理料が不当に低く計算された結果、民間事業者の参入を阻む要因になっている可能性がある。</p> <p>補助金及び指定管理料の額を適切に計算するためにも、体育協会において、管理費については業務従事割合等を用いた適切な按分計算を実施することが必要である。</p>	<p>管理費におけるスポーツ振興事業と指定管理業務の業務従事割合については、事務局職員個々の業務内容を詳細に分析し、適切な按分計算を実施するよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	<p>●未措置</p> <p>按分計算については、実施について指導し、概算の経費は示されているものの、協定期間内での事業計画により業務を進めていることもあり、単年度の結果だけで全体の把握を行うことは困難であることから、引き続き按分計算の実施・精査を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
95	<p>6. 観光課</p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>①指定管理者への申請が1団体であったことについて (市側の問題点)</p> <p>指定管理者制度の趣旨は、民間事業者のノウハウを用いることで、弾力性や柔軟性のある施設の管理・運営を行うことを可能とすることである。その趣旨に鑑みると、より多くの団体が指定管理者の申請を行い、競争性を発揮することで、効率化や住民サービス向上を図る工夫を実現することが重要となる。</p> <p>指定管理者の申請が1団体のみであったということは、指定管理者制度導入による効率化や住民サービス向上の機会を失っていることを意味している。</p> <p>そこで、より多くの申請を受けするためには、民間事業者が最も参入しやすい形で募集を行うべきであり、性質の異なる盛岡観光文化交流センターともしらね木・賢治青春館とは、別個に指定管理者を募集するように改善すべきである。</p>	<p>申請が1団体となった理由を検証したうえで、指定管理者を別個に募集するかも含めて効率化やサービスの向上につながるような公募の方法を検討してまいります。</p> <p>(観光課)</p>	<p>●未措置</p> <p>指定管理者の選定に当たっては、より多くの団体が申請を行うことで競争性が発揮され、効率化やサービスの向上がもたらされることを踏まえ、申請が1団体となった理由の検証と、公募の方法の検討を進めております。</p> <p>(観光課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	<p>(3) 指定管理者に対する市の管理監督について</p> <p>①モニタリングについて（市側の問題点）</p> <p>所管課が指定管理者に対してモニタリングを適切かつ効率的に行うためにも、モニタリング実施の際の手順や留意事項を記載したマニュアルの整備が必要である。</p> <p>また、事業報告書には1年間で実施した事項のみを記載するのではなく、課題となっている事項や次年度の目標を記載すべきである。このような事項を記載することで、モニタリングの評価としての機能が向上し、マネジメントサイクルが機能することで、より良い公の施設の管理運営が可能となる。</p>	<p>指定管理に係るモニタリング手法の確立については、その必要性を認識しており、公表の仕方も含めて検討を行い、平成22年度中に方針を決定いたします。</p> <p>また、事業報告書への記載内容についても併せて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>○措置済</p> <p>指定管理に係るモニタリング手法については、施設所管課や指定管理者が一堂に会する「指定管理者連絡会議」や外部有識者等で構成される「自治体経営推進会議」等において意見を聴取しながら、制度の構築を進めてきており、平成23年度より実施することとしております。</p> <p>また、モニタリングの結果については、施設に掲示するほか、市のホームページにおいて公表することとし、事業報告書への記載内容につきましても、年間の管理運営を通して生じた課題や得られた成果を盛り込むこととしております。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
98	<p>②仕様書について（市側の問題点）</p> <p>開館日の80%以上の日数で企画展示を行うことを目標とするのであれば、同じ展示物を長期に渡って展示することも、形式的には目標を満たすことになる。指定管理者に求める目標は、より指定管理者の創意工夫を引き出し、その結果、指定管理者の管理運営が中心市街地の活性化や文化振興に寄与した否かが評価できるものでなくてはならない。</p> <p>したがって、仕様書で求める指標は、指定管理者の創意工夫を促すものに変更すべきである。例えば、企画事業の来館者数を何人以上とすることや来館者の増加率、リピーター数を何人以上にする等の目標が考えられる。</p>	<p>指定管理者の創意工夫を引き出すため、どのような目標設定が可能か、次回（平成26年度）の公募に向けて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>	<p>●未措置</p> <p>指定管理者の創意工夫を引き出すことができるように、目標設定を含め仕様書の内容などの検討を進めております。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
101	<p>(4) 指定管理者について</p> <p>①収益性向上のための課題について（指定管理者側の問題点）</p> <p>施設の利用料収入は、指定管理者の自己収入となるため、施設の利用料収入の減少は指定管理者にとって団体の存続にも影響を及ぼしかねない問題である。</p> <p>利用料収入の減少を食い止める改善策が緊急に必要である。また、利用者数の減少や利用料収入の減少に合わせて、業務内容を見直し、経費の削減を図る必要がある。</p> <p>指定管理者は、利用者数や利用料収入の減少に対して、賛助会を通して大会の案内にパンフレットを入れる等の宣伝を行い、少しでも多くの人に利用してもらえるように努力している。今後もこのような宣伝を継続して行うなどの対策が必要である。また、市が、施設を利用した場合の減免についても市と協議の上、見直しも検討すべきである。</p>	<p>施設の利用料収入が年々減少していることに対し、現指定管理者は様々な対策を講じておりますが、利用料収入の増加に至っていない現状から、有効な改善策を講じてまいります。また、市として指定管理者に対し、業務内容の見直しと、経費削減を図るよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>	<p>●未措置</p> <p>施設の利用者数と利用料収入が減少傾向にあった中で、事業PRなどの対策を講じた結果、平成21年度においては、利用者数と自主事業収入が増加に転じ、収支の改善が図られました。指定管理者に対し、引き続き、利用者の増加に向けた業務内容の見直しや経費の節減などの取組を指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
104	<p>7. 公園みどり課                      (2) 指定管理者の選定について                      ① 動物公園運営における役割分担の整理について（市側の問題点）</p> <p>市では、動物公園行政の推進にあたって、市（公園みどり課）と指定管理者（公社）間で、仕様書の他には明確な役割分担は設けられていない。</p> <p>市としては、盛岡市行財政構造改革の中で出資等法人経営評価等を行っており、今後、外郭団体の自主性を求めていくことが想定されている。自主性を求めていく前提としては、市と指定管理者の役割分担が明確になっていることが必要となる。</p> <p>現在、市には、「動物公園開園20周年記念事業実行委員会（以下、委員会）」が設けられており、委員会の中で10年後、20年後の動物公園のあり方を見据えた動物公園に関する様々な議論がなされている。そこで、市と指定管理者の役割分担についても、この委員会の中で議論することが求められる。</p> <p>この議論の中で、外郭団体である公社の自主性を強く求めていくか、それとも今後も市と公社が共に協力して、動物公園行政を進めていくかといった今後の方針を決定する必要がある。</p>	<p>市と指定管理者の役割分担については、動物公園設置の基本方針並びに委員会における今後の動物公園のあり方の議論に基づき、動物公園の管理運営全般から指定管理業務内容まで総体的に精査し、他の公の施設と同様に、指定管理者による自主的な管理運営が図られるよう、市と公社の役割分担を整理してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>	<p>●未措置</p> <p>昨年度設置した「盛岡市動物公園リニューアル活性化懇話会」における検討のなかで方向付けられた将来のあり方に基づいて、市と指定管理者の役割分担を明確にし、市と動物公園公社の協力のもと自主的な管理運営による動物公園行政の推進を図るための作業を進めているところです。</p> <p>なお「動物公園の将来に向けた計画」を昨年度中に策定予定でしたが完成には至っておらず年度内を目途に策定の予定です。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
106	<p>②非公募による選定について（市側の問題点）</p> <p>非公募で選任を行う場合には、公募によった場合に期待される創意工夫が非公募の場合でも行われるよう、仕様書において、市が指定管理者に期待し、求める要件を明確に記載する必要がある。また、仕様書で明確にした要件については、事後的に検証・評価できるものでなければならない。</p> <p>前述のとおり、市と公社の役割分担を整理する過程で、事業の継続性を重視し、今後も市と公社が共に動物公園行政を担っていくという方針がとられるのであれば、今後は、直営化についても検討する必要がある。</p> <p>一方、公社に自主性を強く求めるという結論に至った場合、市と公社のこれまでの関係から、対象事業以外の市が担うべき事務を、指定管理者に実施させるといったなれ合い関係を解消する必要がある。この場合は、市と指定管理者の役割分担について、仕様書上項目を設定し、明確に記載する必要がある。</p>	<p>動物公園の指定管理者選定においては、他都市の事例を参考にしながら、市と指定管理者の役割分担並びに市が指定管理者に期待する要件を仕様書に明確に記載するとともに、それらの事後的な評価システムを確立するようにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>	<p>●未措置</p> <p>上記の役割分担並びに指定管理者に期待する要件について、今年度の仕様書に反映させることはできませんでしたが、その事後評価システムとともに明確な項目設定のための検討を引き続き行っています。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
107	<p>③利用料金制の導入について（市側・指定管理者側双方の問題点）</p> <p>市側の説明から、当初の想定よりも入園者数が下回り、その結果、収入源が不足することを懸念し、利用料金制導入を見合わせたと考えられる。しかし、収入源の確保については、天候等の悪化など、指定管理者の責任によらない理由によって利用者が一定以上減少した場合、市が補てんを行うといった措置により対応できることから、市の認識は妥当ではない。</p> <p>また、他団体の状況を見ても、長野市茶臼山動物園（指定管理者：財団法人長野市開発公社）や愛媛県とべ動物園（指定管理者：財団法人愛媛県動物園協会）等のように、立地を問わず利用料金制を導入している動物園がある。</p> <p>盛岡市動物公園においても、公社の自主性を高める観点から、創意工夫の結果が経営に反映される利用料金制導入の検討が必要である。</p>	<p>利用料金制の導入については、他団体における導入事例を調査したうえで、変動リスクを考慮した制度設計と公社の財務体質の安定化について検討し、自主的な管理運営による創意工夫が経営に反映されるような制度導入の可能性について、公社とともに検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>	<p>●未措置</p> <p>「将来に向けた計画」に盛り込むこととなる事業の収益性や他都市の事例を調査検討するとともに、公社の財務体制も含めて制度の導入の可能性について検討しています。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
110	<p>②指定管理者の行う物品の維持管理について（指定管理者側の問題点）</p> <p>実査については、物品の所在を確かめるだけでなく、実際に機能が著しく低下しているケースや、故障により実際に使えなくなっている物品の有無を把握する観点から必要である。そこで、物品管理上、定期的な現物実査の実施が求められる。実査の実施にあたっては、まずその実施に向けたルールの制定が必要である。</p> <p>また、台帳の作成や実査のルール制定においては、市の財産と公社の財産を明確に区分することも必要である。</p> <p>なお、実査を行うにあたっては、期末に一斉に実査を行うのではなく、実査対象エリアを区分し、複数年で全てのエリアを補完できるようなローテーション方式を導入する等、実務上の負担と有効性・効率性のバランスを考慮する必要があることに留意されたい。</p>	<p>指定管理者の物品管理については、前述の調達・契約事務に関する規則を含めた公社の財務規則を策定するよう指導するとともに、市の備品管理と公社の資産管理の観点から、定期的な現物実査のルール制定を含めた規則を策定するよう指導してまいります。</p> <p>(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>市と公社の財産区分の明確化とともに市に順ずる規則等の策定について公社との協議を進めております。</p> <p>公社においても、昨年度に備品台帳整備のための内部調査等実施したところですし、管理事務所関係の物品管理状況等の現物実査を7月に実施したところではあります。</p> <p>今後ともエリアを区分して実施してまいります。</p> <p>(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
112	<p>④指定管理者制度導入によるコスト削減効果について</p> <p>指定管理者制度の趣旨の一つである管理運営の効率化の観点からは、指定管理者制度の導入によって、市からの総支出の削減が期待される。しかし、盛岡市においては、指定管理者制度の導入後も市からの総支出は増加しており、効率化は進んでいない。</p> <p>今後、市の財政状況の厳しさが増していく中で、動物公園運営のための支出にも限界がある。そこで、支出額の増加を抑えるため、市は、その支出の内容を精査し、指定管理料の見直しを行うことが必要である。</p>	<p>指定管理者制度導入によるコスト削減については、市と公社の役割分担の明確化、調達契約事務の改善指導、資産管理のルール化など、管理運営の効率化が図られるよう努めてまいります。</p> <p>(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>市と公社の役割分担、今後の事業の収益性、公社の中期経営計画と評価システムに基づくコスト削減と管理運営の効率化について、公社と協議を継続しながら指導しております。</p> <p>(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
114	<p>⑤中期経営計画の達成状況と計画に基づく事業の改善（指定管理者側の問題点）</p> <p>中期経営計画を着実に達成するためにも、事業計画には中期経営計画に基づく数値目標を設定すべきである。</p> <p>また、目標値の達成状況を評価し、目標値と実績値の差異について、その原因を分析し、次年度以降の改善に結びつけるなど、公社においても、マネジメントサイクルの考え方を導入する必要がある。</p> <p>なお、住民への説明責任の観点からも、中期経営計画や中期経営計画に示された目標値の達成状況、さらには目標値達成に向けた改善策は、市のホームページなどをとおして、住民に公表する必要がある。</p>	<p>中期経営計画の達成状況については、年次事業計画にも数値目標を設定して評価し、次年度計画の改善に結びつけるとともに、その達成状況や改善策などを住民に公表するよう公社に指導してまいります。</p> <p>(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>公社中期経営計画の数値目標の評価に基づいた年次計画の数値目標設定の検討、ホームページを通じた市民への公表について、平成23年度からの実施の予定で準備を進めてまいりましたが実施には至っていませんので、早期に実施できるように公社と協議しながら指導しております。</p> <p>(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
115	<p>(4) 指定管理者について</p> <p>①人材の育成について（市側・指定管理者双方の問題点）</p> <p>今後、公社では、その自主性が求められることに伴い、より一層、高度な専門性が要求される。また、求められる専門性は、動物に関する知識のみならず、動物園運営のプロフェッショナルとしてのノウハウが含まれる。</p> <p>そこで、職員の専門性を高めていくためには、まず公社としての人材育成方針を制定し、職員に求められる能力を明確化する必要がある。研修については、動物園運営のプロフェッショナルとしてのノウハウについても、公立、私立を含めた他動物園や観光産業を営む民間企業との人事交流なども含め、広い視野での職員の専門性向上の機会を設けるべきである。</p>	<p>公社における人材育成は最重要課題であるとの認識に立ち、職員に求められる能力を明確化して、動物園運営のための人材を育成することまで含めた専門的職員の育成について、公社とともに検討してまいります。</p> <p>(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>当市や他都市の事例に基づいて、動物園運営まで含めた専門的職員の要件を明らかにするとともに、その人材育成についての課題や項目、研修システムなどについて引き続き公社と協議しております。</p> <p>(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
115	<p>②人事管理について（市側・指定管理者側双方の問題点）</p> <p>今後、公社の自主性がより一層求められることに伴い、公社の自主性を反映した人事制度・給与体系の導入も今後の課題である。</p> <p>また、公社では、盛岡市から職員の派遣を受け入れているが、公社の自主性を高める観点から、派遣のあり方や派遣職員の役割を再度検討する必要がある。</p>	<p>公社の人事管理については、経営の観点も含めた検討による自主的な人事制度・給与体系の導入について、公社と意見交換してまいります。</p> <p>なお、市からの派遣職員については、平成22年度からの1名派遣中止に伴い、公社事務局体制の確立を図ることとしていますが、残る1名の兼務職員の役割やあり方も含めて、公社とともに再度検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>措置計画に基づき公社の自主的な人事制度・給与体系、コストの削減など管理運営の効率化について引き続き公社と協議・検討しております。</p> <p>なお、市からの派遣職員については平成22年度から1名派遣を中止したこと、平成23年度からは公社の事務局体制の強化を図ったことなど、その自主性を明確にするよう進めています。</p> <p>さらに、市との兼務職員1名についても今後の公社事務局体制の検討と併せて引き続き協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
116	<p>③アンケートの有効利用について（市側・指定管理者側双方の問題点）</p> <p>公社では、年度毎にアンケート結果を取りまとめて整理しているほか、自由回答に記載された改善要望については随時確認し、通常業務も改善に役立てている。しかし、アンケート結果は、取りまとめる程度で、月次での推移や属性ごとの回答傾向等の観点からの分析は行われていない。したがって、アンケート実施の取組みは評価できるものの、その有効利用については、十分とは言えない。アンケート結果を、マーケティングの観点で捉え、動物園の運営に活用すべきである。</p> <p>また、今後、動物公園の位置づけが明確していく過程で、市内の学生児童など、来場者以外の者を対象とした意向把握も、マーケティングの観点から必要と考えられるが、現時点では対応していない。潜在的な利用者の来園意欲を喚起するため、他の団体と協力してアンケートを行うなど利用者ニーズの把握に努めるべきである。</p>	<p>公社で行うアンケートの有効利用については、その集計結果に基づく業務改善のための対応方針などを整理し、ホームページ等で公表するとともにマネジメントに反映してまいります。また、市内の生徒児童などの意向調査についても、教育委員会等と協力して把握に努め活用するようにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>公社アンケートについては、集計整理を行いながら、その対応方針の検討を進めています。対応可能なものは、その都度環境改善しており、また今後の対応となる要望等の有効活用についても整理検討しています。</p> <p>その他の利用者ニーズの把握方法については、「動物公園リニューアル活性化懇話会」の意見の聴取や教育委員会等との協議を進めています。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
117	<p>④公社の収支状況について（指定管理者側の問題点）</p> <p>指定管理者制度導入の趣旨の一つとして、効率化が挙げられる。指定管理者制度が導入される以前の平成17年度の業務委託料と平成18年度以降の指定管理料を比較すると、平成18年度以降の指定管理料は増加している。また、平成18年度から平成20年度にかけて、指定管理料は増加している。</p> <p>一方、支出についても、平成18年度以降の支出合計は、平成17年度と比較すると増加している。また、平成18年度から平成20年度にかけて、支出合計は増加している。</p> <p>現在、収支差額は、概ね均衡しているが、市の財政状況が厳しさを増すなか、今後、指定管理料の増加は期待できない。したがって、今後も支出合計が増加するようであると、収支差額はマイナスとなる。支出額の増加を抑えることを目標に、現在の支出の内容を精査し、より一層の効率化を進める必要がある。</p> <p>さらには、公社の財務構造そのものを見直すことも必要である。収益の大部分を指定管理料に依存している財務構造を改善することが課題であり、例えば、先に述べた、利用料金制の導入や、人件費の見直しなどを検討する必要がある。</p> <p>そのほか、自主事業の積極的な展開を工夫する必要がある。例えば、冬休みの開園により来場者の増加を図ることや、物販や飲食事業を拡大し、収入構造を改善することも検討する必要がある。</p>	<p>公社の収支状況の改善については、管理運営の効率化の観点からも、その均衡を図ることが必要との認識に立ち、経営全般を見据えた検討を行うとともに、利用料金制度や自主事業の展開による入園料等収入の増加、公社における支出内容の精査を行い、公社とともに総合的に検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>	<p>●未措置</p> <p>経営全般を見据えた管理運営の効率化を目指して、「将来に向けた計画」と入園料増収や中期経営計画の検討、利用料金制度の導入の可能性の検討、公社財務体質の強化と支出内容の精査など、総合的な協議検討を引き続き公社と進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
66	<p>4. 生涯学習課</p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>③施設のグルーピングについて（市側の問題点）</p> <p>応募方法について、グルーピングの方法など民間事業者がより応募しやすい方法を検討するために、財団も含めた民間事業者にヒアリングを行うべきである。制度の趣旨に照らして、次期の選定に向けて見直しが見られる。</p>	<p>次期指定時の公募に向けて、住民サービスの向上と芸術文化振興という観点からグルーピングの内容について検討してまいります。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>●未措置</p> <p>次期の指定管理者の選定事務にあわせて、平成24年度中に検討を行うこととしました。</p> <p>(生涯学習課)</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

1 平成19年度の指摘事項に関する措置状況について

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
140	<p>1. 市税</p> <p>1-2 資産税課税事務</p> <p>(4)あるべき姿からみた課題</p> <p>② 事務の効率化について</p> <p>(ア)登記情報の入手方法について</p> <p>資産税課では、土地や家屋の現地調査を法務局から入手する登記情報に基づき実施している。この登記情報は紙媒体で入手しているため、データの入力作業に多くの時間が必要となるほか、入力漏れや入力誤りが発生する恐れがある。</p> <p>紙媒体ではなく電子データで入手することにより、入力事務を大幅に軽減することが可能となるほか、入力漏れや入力誤りを防止することが容易になる。したがって、登記情報の電子データでの</p>	<p>(措置計画)</p> <p>登記情報の電子データによる入手については、登記所と市町村の間で協議をすすめているところですが、電子システムによるデータ入力について検討してまいります。</p> <p>(資産税課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>登記情報の電子システムによるデータ入手について、引き続き、盛岡地方法務局との協議を実施してまいります。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>登記情報の電子データでの入手は実施未了の状況である。盛岡地方法務局との協議を実施している点は評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>盛岡地方法務局の意向によるところが大きいですが、今後も、事務の簡素化、事務の正確性を向上させることができるとあり、早期の実現に向け、国や県にも協力を求めるなど、積極的に働きかけを行われたい。</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>今後も登記情報の電子データによる入手の早期実現に向けて、国・県に協力を求めながら、県内市町村と連携し、盛岡地方法務局との協議を進めてまいります。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>●未措置</p> <p>平成23年9月27日に盛岡地方法務局と協議を実施した結果、盛岡地方法務局からの盛岡市への登記情報、及び盛岡市から盛岡地方法務局への固定資産価格通知の一括通知について、電子データによる情報入手及び価格通知の方法で行うことを両団体が合意しました。</p> <p>今後は、早期に電子データによる情報入手、価格通知のシステム構築に向け、盛岡市側として財政措置を含めた必要な検討・協議を進めてまいります。</p> <p>(資産税課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
	入手について検討すべきである。				
144	<p>1-3 収納事務</p> <p>(3) 現状の事務における問題点</p> <p>③ 年間催告実施結果の分析について</p> <p>年間の滞納整理計画に基づき、年間催告を実施しているが、その結果の分析がなされていない。</p> <p>例えば、現在開設している納税相談窓口の実施結果の分析を行い、利用促進策を検討することが望まれる。次年度や次回の計画期間において、収納率向上のより効果的な滞納整理手法を検討するためにも、年間催告実施結果について分析し、次回以降の改善に結びつける仕組みを構築すべきである。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>年間催告実施結果の把握や分析が的確に行えるよう手段を検討し、より効果的な滞納整理手法の構築を行ってまいります。</p> <p>なお、納税相談窓口については、平成20年4月から窓口開設の案内チラシを作成し、催告書への同封、休日訪問催告時に配布するなど窓口開設の周知徹底を図り、利用を促進してまいります。</p> <p>(納税課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>催告実施結果の分析については、システム改修やそれに伴う費用対効果</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>相談窓口については窓口開設の周知を図っている。その結果、年間160件前後の相談実績があり、一定の収納率向上に貢献している。</p> <p>また、年間催告実施結果については、電話催告の件数と記録を把握しているのみである。催告の実施結果を滞納者の在宅時間を検討する目安として活用できているが、実施結果の分析はできておらず、催告の実施結果を分析できるようにする必要がある。</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>今後も、納税相談窓口開設の周知に努めてまいります。</p> <p>また、催告実施結果の分析については、サンプル抽出等により催告結果の収納額等データの把握を行うとともに、システム改修についても引き続き検討を行ってまいります。</p> <p>(納税課)</p>	<p>○措置済</p> <p>催告実施結果の分析については、高額滞納事案について、催告状況を総合的に管理することと併せ、催告結果を追跡調査することで催告実施状況の検証を行っています。</p> <p>(納税課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
		<p>を勘案しながら、引き続き検討中です。</p> <p>夜間及び休日の納付相談窓口の開設にあたっては、市の広報紙に掲載するとともに、平成20年4月に案内チラシを作成して納税課窓口配置、5月からは税務所管課や各支所、各公民館などに配置したほか、電話催告や文書催告等機会あるごとに周知に努め利用促進を図っております。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>	<p>（現時点での措置状況について）</p> <p>回収額のデータを把握できなければ、効果的な収納管理に結びつけることは困難であるが、現在のシステムでは催告した結果が収納に結びついたかどうかを把握するには時間を要するため、システムの改修を検討しているとのことである。システム改修は時間と費用を要するため、システム改修以外に、サンプルの抽出や効果を検証する期間の設定などにより、催告の効果を分析し、滞納案件の性質に応じた効果的な滞納案件の管理を検討できるよう対処すべきである。</p>		
149	<p>(4)あるべき姿からみた課題</p> <p>④ 事務の分類について</p> <p>現在、職員1人あたりが</p>	<p>(措置計画)</p> <p>職員が管理できる適正</p>	<p>(措置の方向性について)</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>コールセンターについて</p>	<p>○措置済</p> <p>個人情報保護に万全を期</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>担当する滞納件数は、約1,300件になっており、通常1人で管理できる事案数を超えている。担当事案をより専門知識や経験のある職員が行うべき事務と高度な専門知識や経験をそれほど要しない事務とに分類し、事務を効果的に実施すべきである。</p> <p>また、納期限経過後間もない滞納者に対する電話催告事務については、民間業者に委託する方法が効果的であり、その結果、高度な専門知識や経験が必要な事務に対し、職員が時間や労力を十分にかけることが可能となる。</p>	<p>な件数に応じた人員の配置について検討を行うとともに、現体制においては班員が担当する案件についてリーダーと班員が分類を行い今後の催告方針を決定し、効率的、効果的な催告を行うことができるよう事務の見直しを行ってまいります。</p> <p>また、専門知識や経験のある職員が行うべき事務の執行体制について検討するとともに、簡易な案件の電話催告を民間業者に委託する方法についても検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>債権分類や滞納整理マニュアルに基づき、注力する滞納債権を絞り込むなどの効率化を図るとともに、グループリーダーと班員の担当件数の再配分を行い、リーダーがグ</p>	<p>電話催告の民間業者の委託については、納税課及び国保年金課で実施する催告について、コールセンターの平成23年度からの開設に向け準備を進めている。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>上記のとおり、一定の措置がなされていると考えられる。コールセンターの開設に向け、催告後の経過の把握等を効果的に実施する方策を検討するとともに、個人情報の保護に万全を期されたい。</p>	<p>は、効果的な実施方法や個人情報保護の方策の検討を行いながら、平成23年度に開設するよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>	<p>し、効果的な実施方法に配慮した上で、平成23年10月からコールセンターを開設いたします。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
		<p>ループの滞納整理の進行管理を行うこととしました。</p> <p>執行体制については、収納状況や滞納状況を勘案しながら、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>電話催告の民間業者への委託については、職員の滞納繰越事案への注力化という点で有効と思われることから、実施に向けて引き続き検討中です。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>			
149	<p>⑤ 納税相談における個人情報保護について</p> <p>現状の納税相談は個人情報情報の漏洩を防止するに不十分な状況である。</p> <p>納税相談の実施に当たっては、相談者に関する個人情報情報の漏洩、滅失及び毀損を防止するために十分な場所を確保すべきである。</p>	<p>（措置計画）</p> <p>納税相談の実施に当たっては、相談者のプライバシー確保のため、引き続き場所の確保に向けて、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>執務室も狭隘なうえ、平成22年度からの耐震改</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>納税相談に当たり、個人情報情報を保護する方策が未だとられておらず、早急な対応が必要である。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>庁舎の構造や課の配置</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>相談場所の確保につきましては、庁舎内の配置や耐震改修の状況を勘案しながら検討を行い、平成23年度に対応する予定としております。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>	<p>●未措置</p> <p>相談場所の確保につきましては、庁舎内の配置や耐震改修の状況を勘案しながら検討を行い、平成23年度に対応する予定としております。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
		<p>修により、現状では十分な場所の確保は困難な状況にありますが、相談者のプライバシー確保のため、引き続き庁内で検討しております。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>	<p>状況から相談場所を確保することが難しいことが対応の進まない原因と考えられる。しかし、相談者の個人情報の保護がおざなりになっている状況が続けることは許されるものではない。早急に相談者の個人情報保護が図られるよう対応すべきである。</p>		
152	<p>⑦ 納付機会の拡大について</p> <p>納付機会を拡大し、納税者の利便性が高まることで、収納率の向上につながる事が想定される。そこで、納付機会拡大に向けた方策を検討する必要がある。</p> <p>コンビニ収納は24時間納付が可能であり、夜間しか納付する時間がない納税者にとって、納税しやすい環境が整うことになる。</p>	<p>（措置計画）</p> <p>納付機会の拡大に向けた方策として、コンビニ収納やクレジット収納等について、平成20年度内に検討してまいります。</p> <p>また、納期を増やすことについては、他市等の状況を参考にしながら検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>コンビニ収納については、平成22年度の実施に</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>納付機会の拡大については、平成22年度から軽自動車税のコンビニ収納を可能とする予定であり、納税者の利便性に配慮した取り組みとして評価できる。</p> <p>また、納期を増やすことについては、納税者の負担やシステム改修等の費用がかかり、導入しても費用に見合った効果はでない可能性がある。他</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>コンビニ収納の他税目等への拡大やクレジット収納、納期を増やすことについては、費用対効果の検証や他自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>	<p>●未措置</p> <p>コンビニ収納の他税目等への拡大やクレジット収納、納期を増やすことについては、費用対効果の検証や他自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
	地方税法の規定によると、納期を条例で定めることができるとされていることから、納付機会の拡大の方策として、納期を増やすことも検討されたい。	向けて作業中です。クレジット収納については、手数料が高額なこと及びその負担のあり方等の課題があり、他の自治体の実施状況を注視しながら引き続き検討を行ってまいります。 納期を増やすことについては、費用対効果や納税者にとってのメリット、デメリットの面から引き続き検討中です。 (納税課)	都市の事例や効果を踏まえ、納期の増加を実施するかどうかを検討されたい。  (現時点での措置状況について) 上記のとおり一定の措置がなされている。 そのほかの税への拡大やクレジット収納については、利便性の向上と手数料やシステム改修費等の発生を踏まえ、先行自治体での効果も参考に、実施すべきかどうか検討されたい。		
154	2. 国民健康保険税 (3) 現状に事務における問題点 ② 推進員の役割および事務委託の可能性の検討 納税推進員の電話による納税の催告や口座振替の推進は民間事業者においても対応可能であり、	(措置計画) 納税推進員の業務内容、業務効率等について改めて検証するとともに、民間委託の可能性に	(措置の方向性について) 納税推進員の電話催告や口座振替の推進については、平成23年度から導	(措置計画) 平成23年度（予定）のコールセンターへの電話催告業務委託と併せ、納税推進員の業務内容や体制の見	○措置済 平成23年10月から玉山総合事務所に盛岡市納税推進センターを設置し、納税課と連携しながら、現年度

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>どちらが効率的に実施できるか比較検討すべきである。</p>	<p>ついて検討してまいります。 (国保年金課)</p> <p>(措置状況) 納税推進員の人員及び担当業務等については、電話催告が日中の限られた時間のみとなることから、効率的に滞納整理を実施していくために、民間事業者から業務内容の説明を受けるなどしており、コールセンターへの電話催告業務委託と併せて平成23年度（予定）実施に向け、業務内容や体制の見直しの検討を進めております。 (国保年金課)</p>	<p>入が予定されているコールセンターで対応し、納税推進員は滞納者への働きかけに専念することとする予定である。納税推進員の役割を限定することで、これまで以上に訪問等に注力が可能となり、収納率の向上に効果があると考えられ評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について) 上記のとおり、一定の措置がなされている。今後も、収納率の向上に向け、職員との連携強化や納税推進員の能力向上を図られたい。また、コールセンターの開設にあたっては、個人情報の保護に万全を期されたい。</p>	<p>直しを行うことで検討を進めてまいります。 また、コールセンターへの委託にあたりましては、個人情報の保護に十分配慮しながら実施してまいります。 (国保年金課)</p>	<p>滞納分の電話催告業務を民間業者への委託で実施します。委託にあたっては、個人情報の保護に十分配慮してまいります。 また、国民健康保険税の徴収業務に関する体制については、23年度当初から、収納管理班と滞納整理班に分け、納税推進員の業務を効率的に遂行できるように改善いたしました。 (健康保険課)</p>
159	<p>(4)あるべき姿からみた課題 ②事務処理の効率化</p>				



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>(ア) マニュアル等の整備</p> <p>事務処理をできる限り効率化しつつ、担当者の専門性を一定以上のものとするためには、徹底すべき事務処理方針や最低限行うべき事務処理について一定の標準的な処理方法を定め、事務処理基準やマニュアル等として明文化することが必要である。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>短期被保険者証交付要領など個々の業務の取り扱いについては作成しているが、さらに滞納整理業務を統一的・総合的に推進していくために、マニュアルを作成してまいります。</p> <p>(国保年金課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>滞納整理事務の基本となる滞納整理方針の作成を進めるほか、滞納整理に関する業務のマニュアルについて、先進都市の事例を参考にするほか、納税課のマニュアルとも整合を図りながら平成21年度内の作成を目指しております。</p> <p>(国保年金課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>マニュアル等の整備については、事務の処理方法などが担当者や係によってばばらに管理されていたものを統一したマニュアルとして平成21年度中に整備する予定であり、事務処理の統一につながる取り組みとして評価できる。</p> <p>滞納整理に関するマニュアルについては、生活保護受給者に対するマニュアルを作成している段階である。最も検討しやすい部分からマニュアルを整備しており、基準の統一に向け前進していると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり、一定の措置がなされていると考えられる。しかし、滞納</p>	<p>(措置計画)</p> <p>滞納整理に関する業務のマニュアルについては、先進都市の事例を参考にするほか、納税課のマニュアルとも整合を図りながら作成を進めておりますが、現在、細部の調整を行っている段階でありますので、平成22年度の早い時期に完成させたいと考えております。</p> <p>(国保年金課)</p>	<p>●未措置</p> <p>滞納整理に関する業務のマニュアルについては、先進都市の事例を参考にするほか、納税課のマニュアルとも整合を図りながら作成作業を進めております。</p> <p>現時点で完成に至っておりませんが、早期完成に向け、取り組んでまいります。</p> <p>(健康保険課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
			<p>整理に関するマニュアルの整備について、その歩みは遅いと言わざるを得ない。生活保護受給者以外の滞納者に対するマニュアルが未整備な状況では、処理の統一が図れないため、先行して作成している自治体の例も参考にしながら、早急に作成すべきである。</p>		
161	<p>（イ）債権の状況に応じた事務処理による回収の効率化</p> <p>滞納債権の事務処理を効率的かつ効果的に実施するためには、個々の滞納債権の状況に応じて適切・迅速に行わなければならない。滞納発生の原因や、滞納期間、整理進展状況等によって、滞納債権の分類を行うことが必要である。</p>	<p>（措置計画）</p> <p>現在、滞納年度や滞納額による分類を行っているが、より効率的な滞納整理を行っていくための債権分類の方法等について検討してまいります。</p> <p>（国保年金課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>滞納額や滞納年度のほか、所得段階別、地区別などの債権分類を行っております。</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>債権の状況に応じた事務処理による回収率の効率化については、短期被保険者証の交付者を対象に、①分割納付を実施している者、②相談等はあるが納付状況が不安定な者、③相談等がなく納付を行わない者に区分し、特に③の区分に該当する者について、生活状況等</p>	<p>（措置計画）</p> <p>滞納者全体の分類については、システム上の課題もありますことから、簡単に分類できない状況でありますので、当面、事務処理の効率化に向けた分類方法やその手法について検討を進めてまいります。</p> <p>（国保年金課）</p>	<p>○措置済</p> <p>滞納状況を分類・整理するためのデータベースシステムを構築しましたので、23年度からそのシステムを活用し、滞納者の状況に応じた分類を行いながら、効率的な滞納整理を進めてまいります。</p> <p>（健康保険課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
		(国保年金課)	<p>を把握するなど、債務者に関するデータを収集し、滞納債権の分類に活用しており、その取り組みは評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり、一定の措置がなされている。しかし、滞納者の一部についての分類であるため、今後も、個人ではなく世帯への課税であるといった国民健康保険税の特徴を踏まえ、事務処理に貢献するよう債権の分類を進められたい。</p>		
173	<p>4. 市営住宅使用料</p> <p>(4) あるべき姿からみた課題</p> <p>① 収納率の向上について</p> <p>(ア) 法的措置の実施体制の整備について</p> <p>法的措置の実施が不足している原因としては、</p>	<p>(措置計画)</p> <p>平成20年4月1日より、市営住宅維持管理業務が指定管理者制度に移</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>法的措置の実施体制については、指摘当時と変</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>限られた人員の中で事務担当職員の割合を増やすなどして法的措置等の収納事</p>	<p>●未措置</p> <p>限られた人員の中で事務担当職員の割合が減りましたことから、今後も、収納</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>実施の体制が整備されていないことが考えられる。限られた人員の中でどうすれば法的措置の実施が可能となるのか検討し、実施体制を整備することが必要である。</p>	<p>行することに伴い、業務体制の変動と併せて法的措置の実施体制について検討してまいります。                      （建築住宅課）                      （措置状況）                      法的措置の対象者について、支払い状況や生活状態を調査しながら、法的措置を実施しており、法的措置の迅速な実施体制についても検討継続としております。                      （建築住宅課）</p>	<p>わらない状況で、整備が進んでいないため、整備を進めることが必要である。                      （現時点での措置状況について）                      課長補佐の異動などにより専門性を高める取り組みを行っているが、その他具体的な検討には至っていない。                      平成23年度以降の次期指定管理者の選定では、収納事務の一部を指定管理者に委ねることで、段階的に実施体制の強化を図っていくことを検討すべきである。                      今後は、事務担当職員の減少も予想されるため、法的措置等の収納事務に支障が生じないように実施体制を整備すべきである。</p>	<p>務の実施体制の整備を図っているところでありますが、今後も、収納事務の一部を指定管理者に委ねることを含め、法的措置の実施体制の整備について、検討を継続してまいります。                      （建築住宅課）</p>	<p>事務の一部を指定管理者に委ねることを含め、法的措置の実施体制の整備について、検討を継続してまいります。                      （建築住宅課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
175	<p>(イ) 収納体制の整備 収納事務については、専任の職員を配置すべきである。</p>	<p>(措置計画) 平成18年度より、収納率向上五カ年計画を策定し、これに基づく年度計画により収納率の向上を目指しているところであり、PDCAサイクルの検証と、収納他部門との連携をもとに検討してまいります。 (建築住宅課)</p> <p>(措置状況) 収納他部門との連携による専従班（専任職員）の新設について、今後も検討を継続するとともに、収納業務のうち退去者にかかる滞納家賃回収業務の民間委託等については、平成21年度中の実施に向け取組んでおります。 (建築住宅課)</p>	<p>(措置の方向性について) 収納体制の整備については、年々、課の事務担当の人数が減少する中、専任の職員を確保できていない状況であり、改善が進んでおらず、体制整備が必要である。 (現時点での措置状況について) 退去者にかかる滞納家賃の回収について、電話及び文書による催告の実施、訪問はしないとの内容で、民間事業者を活用する方向で法令等の整備を進め、整備後公募する予定とのことである。民間の力を活用し、より専門的な部分に力を注力できるようにするために、今後も民間の力を活用することで、収納体制を強化できるものがないか検討すべきである。</p>	<p>(今後の方向性) 限られた人員の中での収納事務専任職員の確保が困難な状況にあることから、収納他部門との連携や民間事業者の活用など、収納体制の強化について、検討を継続してまいります。 (建築住宅課)</p>	<p>●未措置 退去者滞納家賃収納業務を民間委託するため受託希望者を公募しましたが、応募者が無く実施にはいたりませんでした。 限られた人員の中での収納事務専任職員の確保が困難な状況にあることから、収納他部門との連携や民間事業者の活用など、収納体制の強化について検討を継続してまいります。 (建築住宅課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
182	<p>5. 各事業に共通する指摘事項</p> <p>⑦ コールセンターの導入</p> <p>債権の滞納を防ぐには、滞納が生じた初期の段階でいかに対応するかが重要である。民間企業の債権回収では、期日から10日程度を経過したものは回収率が大幅に低下する傾向がある。したがって、市税や保育料等の滞納を防ぐためには、期日経過後より早い段階で回収に向けた取り組みを開始することが重要である。初期段階の対応を充実させるためには、コールセンターの設置が効果的である。コールセンターを設置し、まず初期段階の対応として、納付期日を経過した債務者に対して、「期日経過のお知らせ」を一律に行う。さらに、滞納が生じた債務</p>	<p>（措置計画）</p> <p>コールセンターについては、初期滞納者への電話による納税勧奨が効果的であることは認識しておりますので、まずは、すでに行っている自治体の費用対効果の検証を行ってまいります。</p> <p>（納税課・国保年金課・児童福祉課・建築住宅課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>他の自治体の事例からは、費用対効果の面でも十分な成果が期待できると思われるので、導入に向けて引き続き検討を行ってまいります。</p> <p>また、国民健康保険税に関しては、国保年金課における納税推進員制度の見直しも併せて実施することとしております。</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>コールセンターの導入については、電話催告の民間業者への委託を、納税課、国保年金課の2課で実施する催告について、平成23年度からの開設に向けた準備が進められている。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>上記のとおり、一定の措置がなされている。コールセンターの開設に向け、催告後の経過の把握等を効果的に実施する方策を検討するとともに、個人情報の保護に万全を期されたい</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>コールセンターについては、効果的な実施方法や個人情報の保護方策の検討を行いながら、平成23年度に開設するよう努めてまいります。</p> <p>（納税課・国保年金課・児童福祉課・建築住宅課）</p>	<p>○措置済</p> <p>個人情報保護に万全を期し、効果的な実施方法に配慮した上で、平成23年10月からコールセンターを開設いたします。</p> <p>（納税課・国保年金課・児童福祉課・建築住宅課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	平成19年度包括外部監査での指摘事項等	19年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>者に対しては、納付の意思を確認し、またその意思の低下を防ぐために、あまり期間をおかず催告を継続することが重要である。コールセンターから定期的に催告を行うことで、債務者の納付の意思の低下を防ぐことができる。</p>	<p>（納税課・国保年金課・児童福祉課・建築住宅課）</p>			

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

2. 平成20年度の指摘事項に関する措置状況について

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
190	<p>2. 学校施設 (7) 学校施設に関する監査の結果</p> <p>② 維持管理計画の策定 維持管理方針の実現に向け、維持管理計画の策定が必要となる。維持管理計画では、具体的な維持管理に関する中長期計画、年度計画の策定が必要となる。</p> <p>このように学校施設の長寿命化を図るためには、実施時期など、どのように大規模修繕を行っていくのかを中長期計画では示す必要がある。また、中長期計画では、通常修繕についても、その概要を計画化して示す必要がある。さらに、中長期計画は、学校施設毎に、改築（建替え）、大規模改造、大規模修繕及び通常修繕に係る全ての費用を含んだライフサイ</p>	<p>(措置計画) ①における方針策定とともに、中長期計画、年度計画を盛り込んだ維持管理計画の策定に向けて検討してまいります。 (教育委員会総務課)</p> <p>(措置状況) 計画策定に向けて、状況調査や分析などを行っております。 (教育委員会総務課)</p>	<p>(措置の方向性について) 平成21年度中に予定されている維持管理方針の策定を受けて、平成22年度から維持管理計画の策定に取り組む予定である。</p> <p>(現時点での措置状況について) 今後の維持管理に関し、教育委員会としての考え方を取りまとめることは可能であるし、また、必要なことである。全庁的な方針の決定がなされていないことを、教育委員会の考え方を整理しないことと理由とすることはできない。①の維持管理方針の検討にあわせ、早急に、教育委員会</p>	<p>(今後の方向性) 平成22年度から学校施設の維持管理計画の策定に取り組んでまいります。 (教育委員会総務課)</p>	<p>●未措置 平成22年度から、学校施設の維持管理計画の策定について取り組んでおります。 (教育委員会総務課)</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>クルコストの縮減を検討したうえで策定する必要がある。</p> <p>次に、年度計画では、中長期計画に基づき、各年度の大規模修繕計画や通常修繕の計画が示されることになる。通常修繕の計画では、予防保全的な観点から点検を実施し、点検結果に基づいた修繕計画を示す必要がある。</p>		<p>としての考え方を整理すべきである。</p>		
191	<p><b>③ 維持管理体制の充実</b></p> <p>アセットマネジメントの観点から施設管理を行っていくためには、教育委員会だけではなく、財政課、建築住宅課など関連他部署とも協力し、全庁的に取り組むことが必要である。</p> <p>これまでは、修繕の必要性などを教育委員会で判断し、財政課に予算要求を行うことで修繕は行わ</p>	<p>（措置計画）</p> <p>アセットマネジメントの観点からの維持管理体制については、全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき、検討してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>全庁的なマネジメントサイクル導入の体制整備などの状況を踏まえて、</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理体制員の充実に ついて、教育委員会として、維持管理専任の担当者の増員を検討しており、体制の充実に向けた取り組みとして評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>維持管理専任の担当者</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>維持管理体制については全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき検討するとともに、平成22年度は、維持管理専任の担当者を配置し体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、維持管理に外部の専門性を活用する有効性と、施設を効果的、効率的に維持管理するための管理</p>	<p>●未措置</p> <p>維持管理体制については、全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき検討しているほか、平成22年度から維持管理専任の担当者を2名配置し、体制を強化しております。</p> <p>また、維持管理に外部の専門性を活用する有効性と、施設を効果的、効率的に維持管理するための管理</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>れてきたが、今後は、中長期的な観点から施設管理を所管する組織を設け、全庁的な体制で施設の維持管理を行うべきである。</p>	<p>今後検討することとしております。 (教育委員会総務課)</p>	<p>の増員を検討しているところであるが、財政課等の関連部署との連携は情報交換程度であり十分ではない。アセットマネジメントの観点から施設管理を行うためには、全庁的に共通の認識を持つことが必要であり、関係部署との積極的な意見交換や情報交換などの連携が必要である。さらに、アセットマネジメントの観点からの施設管理を確実に実施するため、全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。 また、教育委員会が管理する施設は多数である。維持管理を効果的に進めるため、人員の増加を検討していることは評価できるが、市の財政状況等を考慮すると、十分な人員を確保することは困難であり、維持管理に</p>	<p>形態について検討してまいります。 (教育委員会総務課)</p> <p>全庁的な施設管理体制の整備のあり方については、全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、検討してまいります。 (行財政改革推進課、職員課、財政課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>形態については、引き続き研究してまいります。 (教育委員会総務課)</p> <p>●未措置 全庁的な施設管理体制の整備については、アセットマネジメント推進に向けた計画、進捗管理を行う専任の体制を平成24年度に設置する方向で検討しております。 (行政経営課、職員課、財政課、建築住宅課、教育委員会総務課、総務経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
			外部の専門性を活用することも検討すべきである。外部の専門性の活用に向け、現在実施している施設の維持管理業務を分析し、施設を効果的、効率的に維持管理するためには、どのような管理形態が適切であるかを検証することが必要である。		
193	<p><b>④ 維持管理に必要な情報の整備</b></p> <p>現在、学校施設の維持管理に関する主な情報は、公立学校施設台帳に記載されている。しかし、公立学校施設台帳は、面積など物量情報が中心で、金額情報は記載されていない。</p> <p>まずはアセットマネジメントの観点から、マネジメントに必要な情報をリストアップし、次に、これらの情報の整備</p>	<p>（措置計画）</p> <p>アセットマネジメントに必要な情報の整備については、平成21年度から整備を行ってまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>本年度から、資料収集、データ整理等に着手しております。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理に必要な情報の整備について、過去の修繕履歴のデータベース化を進めており、情報の整理を進めていることは評価できる。文書の保存期間である5年分の内容ではあるが、平成21年度中にデータベース化を完了する予定である。これは、可能な情報の収集を完成させるものであり評価できる。</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>今後も措置計画に基づき維持管理に必要な情報の整備に取り組むとともに、データベース化が必要な項目を早急に整理してまいります。</p> <p>なお、学校の過去5年の修繕履歴のデータベース化については、平成21年度中に整備いたします。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>	<p>●未措置</p> <p>維持管理に必要な情報の整備に取り組むとともに、データベース化に向けて整理しております。</p> <p>また、学校の過去5年の修繕履歴のデータベース化については、平成21年度に整備いたしました。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	を行う必要がある。		<p>（現時点での措置状況について）</p> <p>現状では、今後の維持管理にどのような情報が必要なのかについては、検討されていない中で情報の収集がなされている。この状況では、データベース化しても維持管理に必要な情報が漏れることがあり得る。このため、データの蓄積を進めつつ、何が必要な情報であるか、至急、整理を行うべきである。</p>		
194	<p>⑤ アセットマネジメントの観点からの点検の実施</p> <p>施設管理にアセットマネジメントの考え方を導入するためには、先に説明した物量情報、金額情報のほか、施設の利用状況や修繕箇所など施設の現況について正しく把握</p>	<p>（措置計画）</p> <p>現在、小中学校施設で消防法や建築基準法などによる法定点検など、随時自主点検・調査を行っておりますが、安全性に重点を置いた点検に加え、施設の長寿命化に着目した点検項目の追加等</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>アセットマネジメントの観点からの点検の実施について、平成22年度に壁の老朽化具合等についての専門的な調査を予定しており、アセットマネジメントの考え方の必要</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>今後も措置計画に基づき、長寿命化に着目した点検の実施に取り組んでまいります。</p> <p>なお、平成22年度は、モデル校を抽出しコンクリート強度や鉄骨さびの調査点検を実施するとともに、点</p>	<p>●未措置</p> <p>平成22年度から実施している法定点検などの中で、長寿命化に着目した点検やコンクリート強度などの客観的な点検を実施しております。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	し、データ化することが 必要である。 アセットマネジメント の考え方を導入するため には、施設の長寿命化に 着目した点検を実施し、 施設管理計画の策定など に活用する必要がある。	も検討してまいります。 （教育委員会総務課） （措置状況） 点検項目の追加等につ いては、今後、検討して まいります。 （教育委員会総務課）	性を理解しているものと 評価できる。  （現時点での措置状況に ついて） 平成22年度の調査に先 がけ、点検項目とすべき ものを検討し、コンクリ ート強度の把握や鉄骨の さび具合等を点検項目と して検討している段階で ある。今後、他部署との 連携の中で、必要な項目 の追加を検討するなど、 点検項目の充実を図るべ きである。	検項目の充実を図ってまい ります。 （教育委員会総務課）	
195	⑥ 劣化予測の実施 維持管理計画を策定す るためには、学校施設の 状況に関するデータを整 備し、劣化予測の精度向 上を図ることが効果的で ある。 劣化傾向を把握すること で、劣化予測がある程度 可能となり、維持管理計	（措置計画） 劣化予測の実施につ きまは、その劣化予測 に必要な学校施設のデー タを検討して、整備して まいります。 （教育委員会総務課）  （措置状況）	（措置の方向性につい て） 劣化予測の実施につ いて、施設の利用状況等の データを収集しており、 劣化予測の必要性を理解 しているものとして評価 できる。	（今後の方向性） 劣化予測に必要な情報を 整理しながら、今後も措置 計画に基づき劣化予測に必 要なデータ整備を行ってま います。 （教育委員会総務課）	●未措置 劣化予測に必要な情報を 整理しながら、措置計画に 基づき劣化予測に必要なデ ータを順次、整備してあり ます。 （教育委員会総務課）

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	画の精度も向上すること になる。	現在、資料などの情報 収集を行っており、今後 検討してまいります。 （教育委員会総務課）	（現時点での措置状況に ついて） 学校ごとに屋根や壁と いった部位ごとの修繕履 歴、利用状況、劣化の状 況といったデータを収集 しており、データの蓄積 に向けた取り組みが進めら れている状況である。し かし、劣化予測にどのよ うな情報が必要なのかは 整理されていない。この ため、データの蓄積を進 めつつ、何が必要な情 報であるか、至急、整理 を行うべきである。		
196	⑦ 予防保全体制の構築 施設の劣化予測、健全度 評価を継続的、定期的 に行っていくためには、 施設に対する点検プロ セスをマニュアル化し、 作業の標準化を図るこ とが有効である。現在 行われている目視によ る定期点検は、教育委 員会にて専門	（措置計画） 予防保全体制の構築に つきましては、点検項 目、作業手順等をマン ユアル化し同一の水準 により、組織的に点検 作業が実施できる体制 を検討してまいります。 （教育委員会総務課） （措置状況）	（措置の方向性につい て） 予防保全体制の構築に ついて、国土交通省が 作成しているマニュアル を利用し、予防保全に 関するマニュアルの作 成を予定しており、予 防保全体制の構築の必 要性を理解しているも のとして評価	（今後の方向性） 今後も措置計画に基 づき、データ収集等を 急ぎ予防保全体制の構 築に取り組んでまいり ます。 （教育委員会総務課）	●未措置 措置計画に基づき、 データ収集等や予防保 全体制の構築に組み 込んでまいります。 （教育委員会総務課）

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	性を有する非常勤職員が自らの経験と裁量でもって実施しているが、今後は劣化予測、健全度評価を属人的ではなく、組織的に行っていく必要がある。そのためには、点検項目、作業手順等を標準化、マニュアル化し同一の水準により、点検作業を組織的に実施できる体制を整える必要がある。	現在、点検項目等について調査中であり、実施体制の構築については、今後検討してまいります。  (教育委員会総務課)	できる。  (現時点での措置状況について) 具体的な内容の検討は、点検項目の検討やデータ整備が途上であることから進んでいない。予防保全体制は早急に構築すべきものであることから、データ収集等を急ぎ、マニュアルとして整理すべきである。		
197	⑧ 法定点検結果にしたがった修繕の実施 平成19年に実施された法定点検の結果、D評価となったものについて、現時点で修繕が未実施となっている箇所が多く存在する。D評価は補修、修繕を必要とする箇所であり、早急に修繕を実施すべきである。また、仮に、予算等から緊急の修繕が困難な場合には、修	(措置計画) 平成19年度に実施した、建築基準法に基づく点検結果でD評価の298項目については、早急に修繕計画をたて、優先度に基づき順次措置するとともに、顛末を明確にしてまいります。 なお、措置を講ずるまでの間の安全性には十分配慮してまいります。	(措置の方向性について) 法定点検結果にしたがった修繕の実施について、平成25年度までの対応計画を策定しており、法定点検の結果に従った計画的な修繕の実施に向けた取り組みして評価できる。また、平成21年度中にD評価とされた部分について学校に通知し、	(今後の方向性) 法定点検でD評価のものについては、計画に従い順次修繕を実施してまいります。 また、D評価とされた部分については、平成21年度中に学校に通知することとしております。  (教育委員会総務課)	●未措置 法定点検でD評価のものについては、計画に従い順次修繕を実施してまいります。 また、D評価とされた部分については、平成21年度中に各学校に通知したところ  (教育委員会総務課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>繕を行わないまでも安全性が損なわれないように最低限の措置が必要である。さらに、D評価の箇所については、今後の対応方法を明確にするとともに、修繕の未実施、修繕の終了といった顛末を明らかにすべきである。</p>	<p>（教育委員会総務課） （措置状況） 点検結果でD評価の298項目については、平成25年度までの修繕計画を、教育委員会で策定したところですが、今後、総合計画などに位置づけるなど、予算の確保をしながら実施してまいります。</p> <p>(1) 修繕済みの項目（9月30日現在）25項目 (2) 今年度中実施予定 ・41項目 (3) 今後の計画 ・H22年度 93項目 ・H23年度 91項目 ・H24年度 24項目 ・H25年度 24項目 (4) 安全性の対策を要する項目 ・バルコニーの手すり関係 ・校舎外壁の劣化関係 修繕するまでは、状況の把握を定期的実施するとともに、必要に応じ</p>	<p>安全対策についても確認する予定であり、安全確保に向けた取り組みとして評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について） 上記のとおり、一定の措置がなされていると考えられる。速やかに修繕を行えない箇所については、修繕がなされるまでの児童生徒の安全を保つためにも、学校との情報共有を進め、事故が起きないように安全対策に万全を期し、安全対策について定期的に確認することが必要である。</p>		



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		て場所の立ち入りを禁止 して安全確保に十分配慮 してまいります。 (教育委員会総務課)			
200	<p>3. 下水道施設</p> <p>(9) 下水道施設に関する 監査の結果</p> <p>② 維持管理計画の策定 維持管理方針の実施に 向けて維持管理計画の策 定が必要となる。維持管 理計画としては、具体 的な維持管理に関する中 長期計画、年度計画及び 修繕計画の策定が必要 となる。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>下水道施設の適切な機 能維持のためにも、方 針策定とともに、具体 的な維持管理計画の策 定に向けて検討してま います。 (施設管理課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>下水道施設の維持管理 方針の策定に向けた検 討と併せて、具体的 な維持管理計画の策 定についても検討して まいります。 (施設管理課)</p>	<p>(措置の方向性につ いて)</p> <p>維持管理方針につ いては、下水道部内 では検討が進められ 、平成21年度中 には決定を予定して いる。また、平成 22年度から順次 実態調査を実施 し、平成23年度 から順次維持管理 計画を策定する 予定で平成21年 度中に予備調査を 完了する予定で ある。維持管理の 方針及び維持管理 計画の策定に向 けた取り組みが 進んでいると評 価できる。 (現時点での措置 状況について) 今後は計画的に 修繕が</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>今後は計画的に 修繕が進むよう、 計画の立案、実 行に向けた対策を 検討してま います。 (施設管理課)</p>	<p>●未措置</p> <p>昨年度策定した『調 査基本計画』に基 づき、平成22年 度から『管渠の現 況調査』を開始 しております。 (下水道整備課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
			進むよう、計画の立案、 実行に向けた対策を検討 されたい。また、上記の 取り組みについては、市 内の一部分を対象とする ものであり、市内全域を カバーするためには今後 も継続的に同様の作業を 進める必要がある。		
202	③ 維持管理計画の評価 とマネジメントサイクル 管渠の維持管理は、維 持管理方針、維持管理計 画にしたがって、管渠の ライフラインとしての機 能の維持とトータルコス トの削減に向けた取組み が進められることにな る。そこで、実際に維持 管理方針や維持管理計画 にしたがって管渠の維持 管理が行われているかど うかの評価が必要とな る。評価では大規模修繕 や修繕、点検の実施状況 のほか、トータルコスト	(措置計画) 今後、下水道施設の維 持管理方針及び維持管理 計画の策定検討に合わせ て、計画評価及びマネジ メントサイクルの考え方 の導入について検討して まいります。 (業務課、施設管理 課) (措置状況) 今後、下水道施設の維 持管理方針及び維持管理 計画の策定検討に合わせ て、計画評価及びマネジ メントサイクルの考え方	(措置の方向性につい て) 維持管理計画の評価とマ ネジメントサイクルにつ いて、維持管理計画を策 定することが目的ではな く、計画をいかに実行す るかを検討しており、計 画の評価やマネジメント サイクルの考え方の必要 性は認識されていると評 価できる。  (現時点での措置状況に ついて) 維持管理計画は平成23	(今後の方向性) 今後も引き続き職員の意 識を高めるとともに、計画 の進行管理方法についての 検討してまいります。 (業務課、施設管理課)	●未措置 今後策定を予定している 維持管理計画の円滑な進行 管理に資するため、所属職 員に「アセットマネジメン トサイクル」への理解を深 めていただく機会の設定や 方法について検討してまい ります。 (総務経営課、下水道整備 課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	の削減状況についての評価も必要である。さらに、評価の結果を受け、必要に応じて維持管理計画を見直すなど、マネジメントサイクルを機能させることが重要である。今後は管渠の維持管理においても、マネジメントサイクルを機能させるなど、マネジメントの考え方を導入すべきである。	の導入について検討してまいります。 (業務課、施設管理課)	年度に策定される予定であるが、その前提となる維持管理方針の策定時に職員研修を実施し、職員にアセットマネジメントの考え方をまず浸透させる予定である。計画を実行するのは職員であり、このような職員の理解を進める取り組みは計画の実施につながるものである。職員の意識改革には時間を要することが想定されるため、今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討を進めるべきである。		
203	④ 維持管理に係る経費の最少化の検討 現在、維持管理は、おおよそ前年度と同額の予算のもとで行われており、そのため管渠の老朽化に伴う不具合の増加に	(措置計画) 限られた財源で維持管理していくために、費用の平準化や財務シミュレーションによるライフサイクルコストの比較検討を行うなど、今後、維持	(措置の方向性について) 維持管理に係る経費の最小化については、平成22年度に実施予定の調査結果を基に平成23年度の計画策定時に、個々の工事	(今後の方向性) 今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法について検討してまいります。	●未措置 ライフサイクルコストの算定に必要なデータの収集のため、管渠の現況調査に着手しております。 (下水道整備課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>対応した修繕が行われているとは言い難い。しかし、一方で、市の財政状況を鑑みると今後も維持管理に必要な所要額を確保することが難しい状況にある。そこで、維持管理に要する費用の平準化とライフサイクルコストの削減に向けた取組みが必要となる。</p> <p>トータルコストの削減に向けては、設定した管理水準を達成するために今後、必要となる更新、大規模修繕及び修繕のための費用を見積もり、財務シミュレーションを繰り返すことで、どのように施設の維持管理を行うことが、最もトータルコストを最少化できるのかを検討することが必要である。</p>	<p>管理計画の策定にあたり、トータルコストの最少化についても検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（業務課）</p> <p>（措置状況） 下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、トータルコストの最少化についても検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（業務課）</p>	<p>ごとに判断する予定であり、経費の最小化に向けた取り組みの必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について） 維持管理計画の策定が平成23年度であるため、現時点では経費の最小化に関する検討は行われていない。今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法の精緻化を行うべきである。</p>	<p style="text-align: center;">（業務課）</p>	

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>なお、より精緻な財務シミュレーションを行うためには、財務シミュレーションの前提となる劣化予測などの条件を求める必要がある。そのため、劣化予測などを行う上で必要となる情報の整備などが今後は必要となる。</p>				
205	<p><b>⑤ 維持管理体制の見直しと委託化の検討</b>                      管渠の維持管理だけではなく、水路の清掃や草刈りといった水路の維持管理も担当しているため、常時、管渠の点検や補修などの維持管理に携わることができない状況にある。このことが、対症療法的な対応となっている一因と考えられる。また、管渠の維持管理に係わる職員には、高度な専門的技術と経験が求められるが、職員の採用が</p>	<p>(措置計画)                      限られた職員数及び財源のなかで、効果的に維持管理ができるように、外部委託化によるリスクの検討も含め、効率的な維持管理体制について検討してまいります。                      (施設管理課)</p> <p>(措置状況)                      下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、外部委託化によるリスクの検</p>	<p>(措置の方向性について)                      維持管理体制の見直しと委託化については、平成22年4月に予定されている下水道と水道の組織の統合を契機に、類似した業務の統合や業務委託の実施を予定しており、維持管理体制の見直しと委託化が進められる予定であり評価できる。                      (現時点での措置状況について)</p>	<p>(今後の方向性)                      今後は、業務の効率化が図られるよう、委託の範囲についても検討してまいります。                      (施設管理課)</p>	<p>●未措置                      業務の効率化が図られるよう委託の範囲について検討するため、実施業務の棚卸、分析作業を進めております。                      (下水道施設管理課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>抑制されている現状から、今後は技術継承が困難になることも予想される。そこで、長期的な視野を持って管渠の維持管理体制の充実を検討する必要がある。</p> <p>費用削減については維持管理に要するトータルコスト削減の観点から検討すべきである。</p> <p>そこで、維持管理体制の充実とトータルコストの削減に対応するため、管渠の維持管理業務の外部委託を検討することが有効である。外部委託により、職員が持つ技術、能力を最大限に活用し効果的な維持管理を実施することで管理水準の維持とともにトータルコストの削減も可能になるものと考えられる。</p> <p>維持管理業務の外部委託化に向けては、リスクの負担（市と委託先との</p>	<p>討も含め、効率的な維持管理体制について検討してまいります。なお、業務の一部について、外部委託化によるリスクを精査しながら、順次、外部委託を実施していく予定としております。</p> <p style="text-align: center;">（施設管理課）</p>	<p>組織の統合に向け、類似業務の洗い出し等が行われている。しかし、委託の検討に向け、実施業務の分析は行われていない。実施業務の棚卸、分析を実施し、業務の効率化が図られるよう、委託の範囲を検討すべきである。</p>		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	リスクの負担関係）や効率化の効果などについて、十分に検討を行ったうえで判断する必要がある。				
207	<p><b>⑥ 維持管理に必要な情報の整備</b></p> <p>ライフサイクルコストを含めたトータルコストの削減に向けた維持管理計画を策定するためには、管渠の設計記録、点検結果や過去の修繕履歴などのデータの整備が必要である。現状では、これらのデータが整備されておらず、今後、点検結果などのデータを把握し整備することが必要である。データの整備に向けては、整備するデータの範囲とこれらのデータをどのように整備するのかを明確にすることが必要である。また、データの</p>	<p>（措置状況）</p> <p>過去の点検及び修繕履歴等の把握の必要性を認識しておりますが、これまで建設した下水道資産の量が膨大であることから、今後、維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、データ整備スケジュールを含め、維持管理に必要なデータの整備を検討してまいります。</p> <p>（施設管理課）</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理に必要な情報の整理について、平成25年度に完成予定の下水道台帳の電子化に合わせ、修繕履歴を記録できる仕組みを取り入れる検討をしている。また、平成22年の調査区域については、修繕履歴を平成21年度中にデータベース化し、維持管理計画の策定に活用する予定である。これらは必要な情報の整備に関する認識があると評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>データベース化が進め</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>今後は、必要な情報の整理を行い、修繕履歴等についてデータベース化していくなど、調査を補完し、情報の整備方策についても検討してまいります。</p> <p>（施設管理課）</p>	<p>●未措置</p> <p>現在整備している下水道台帳の電子化に併せ、今後、修繕履歴等のデータベース化など、データ整備の方法について検討してまいります。</p> <p>（下水道整備課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>整備には一定期間を要するものと思われるので、データ整備に向けたスケジュールの立案も必要となる。</p> <p>また、データの整備が進めば劣化予測なども可能になると考えられ、計画的な大規模修繕の実施など計画的な管渠の維持管理が可能となる。</p> <p>管渠の維持管理に視点をあてたマネジメントを行う上で、現在のデータの整備では不十分である。マネジメントに必要な不可欠なデータの範囲を検討し、データの整備を進める必要がある。</p>		<p>られているが、どのような情報が必要であるかについては、現在検討を始めた状況である。平成22年度の調査開始を控え、早急に必要な情報の整理を行う必要がある。</p> <p>また、市の下水道総延長（平成20年度末）は約1,800kmであるため、調査区域に併せた情報のデータベース化では、整備に時間がかかり、アセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理の導入が遅れる可能性がある。このため、今後市内で実施される修繕についてデータベース化していくなど、調査を補完し、情報の整備が進む方策を検討する必要がある。</p>		
208	<p>⑦ 劣化傾向の把握</p> <p>維持管理計画を策定するためには、管渠の状況に関するデータを整備</p>	<p>（措置計画）</p> <p>将来の管渠劣化を確実に予測することまでは困難ですが、今後、管渠の</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>劣化傾向の把握については、現在既に交換、修</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>今後はモデル地区を設定するなど、劣化傾向を把握することについても検討し</p>	<p>●未措置</p> <p>22年度から開始した「管渠の現況調査」結果を参考にしながら、モデル地区を</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>し、劣化予測の精度向上を図ることが効果的である。管渠の劣化予測のためには、劣化モデルの予測式を理論的に導き出すことは困難であるため、まずは管渠の劣化傾向の把握から着手することが現実的である。現状のように、重度の損傷が発見された時点でその損傷箇所の修繕を実施する対症的な対応ではなく、今後は将来的に損傷が予想される箇所に対して、中長期的な視点に基づいた処置を施す予防保全的な維持管理を実施するためには、管渠のどの部分にどのような損傷がいつごろ生じるおそれがあるのかといった劣化傾向を把握しておく必要がある。</p>	<p>現況を調査することなどにより、劣化傾向の把握について、検討してまいります。 (施設管理課、業務課)</p> <p>(措置状況) 下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、今後、管渠の現況を調査することなどにより、劣化傾向の把握について、検討してまいります。 (施設管理課、業務課)</p>	<p>繕が必要な個所について、劣化の状況を点検、把握をしているが、その他については、特段の措置を講じておらず、劣化傾向の把握の必要性を十分に認識しているとは言い難く、劣化傾向の把握の必要性を改めて認識すべきである。 (現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり、現状では劣化傾向の把握に向けた措置は講じられていない。平成23年度に策定する維持管理計画には、劣化傾向についても織り込むことが必要である。このため、平成22年度からの調査で得られる情報だけでなく、モデル地区を設定し、情報を収集することで、劣化傾向を把握し、劣化傾向の把握に活用するなどの取り組みが必要である。</p>	<p>てまいります。 (施設管理課、業務課)</p>	<p>設定し劣化傾向を把握することについても検討してまいります。 (下水道整備課、下水道施設管理課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
209	<p>⑧ 受益者負担の検討</p> <p>損益計算書の推移からもわかるとおり、現在の経営状況では純損失の解消が困難な状況である。また、管渠の老朽化に伴い、今後、維持管理費用の増加が予想される。したがって、計画的に大規模修繕を行うことで、ライフサイクルコストを削減するとともに修繕費の平準化に取り組むことが必要不可欠である。</p> <p>管渠の老朽化に伴い分流式下水道の汚水に関する資本費及び維持管理費も増加することが予想されることから、将来世代へ負担を先送りしないためにも下水道料金の検討が必要となる。そこで、下水道料金の検討にあたっては、分流式下水道の汚水に関する資本費と維持管理費について、修繕費のほかライフサイクル</p>	<p>(措置計画)</p> <p>今後、増加が予想される維持管理費等が下水道の経営に影響を与えることから、下水道使用料など受益者への負担については、景気等社会的情勢も考慮して慎重に検討してまいります。</p> <p>(業務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>現在の経営状況では純損失の解消が困難なこと、今後、管渠の老朽化に伴い維持管理に係る経費も増加することが予想されることから、将来世代へ負担を先送りしないためにも下水道料金の検討が必要ですが、景気等社会的情勢も考慮し、慎重に検討をすすめてまいります。</p> <p>今後、ライフサイクルコストの削減効果を把握するために、まず下水道資産の現況調査や予測作</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>受益者負担の検討については、平成20年度末累積欠損金が27億円にのぼり、管轄区域内の人口減少により下水道使用料が減少していることから、事務の委託や組織の簡素化を進めることで経営体質の強化を図ろうとしている。安易に受益者負担の増加によらず、まず、経営努力を進める姿勢は評価できる。</p> <p>(現時点の措置状況について)</p> <p>今後の維持管理費用が予想される中、将来世代へ負担を先送りしないためには経費削減やアセットマネジメントの考え方を導入することを前提として、最低限の受益者負担の増加を検討することもやむを得ないのではない</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>対症療法的修繕から予防保全型の計画的修繕へ移行しなければならない時期に来ていることは認識しておりますが、今後、経営努力を進めながら、受益者負担についても検討してまいります。</p> <p>(業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>今後、導入を検討しているアセットマネジメントの手法によりライフサイクルコストの最小化を図ることを前提としたうえで、適正な下水道事業の運営に必要な経費に対する受益者負担についても検討してまいります。</p> <p>(総務経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	コストや更新に係る経費 など、今後、発生が予想 されるトータルコストを 基礎に検討することが必 要となる。また、今後、 市としてトータルコスト をどのように削減するの かといった方針を示すこ とが、下水道料金の検討 を行ううえでの前提とな る。	業を実施してまいりま す。  (業務課)	かと考える。		
211	<b>4. 施設管理の全体に関 する監査の結果</b> (1) 全庁的な視点にたっ た施設管理方針の策定 今後、財政状況が厳し さを増すなか、施設管理 は、全庁的な指針の下、 施設間の優先順位にも考 慮しながら、効率的、効 果的に施設の管理を行っ ていく必要がある。その ためには、全庁的な施設 管理の方針を示した施設 管理方針を策定すること が必要となる。	(措置計画) 全庁的な施設管理の方 針を策定することは、公 共施設のライフサイクル コストの削減や施設更新 に係る支出の平準化等を 図る上で有効であると考 えられることから、方針 の策定に向けて検討して まいります。 (行財政改革推進課、建 築住宅課、教育委員会総	(措置の方向性につい て) 全庁的な視点にたった 施設管理方針の策定につ いては、関係課において 修繕費用や問題点を整理 している段階であり、全 庁的な方針の策定の必要 性は認識されている。ま た、平成21年度中に施設 の所管課を中心に認識の 共有を図り、その後デー	(今後の方向性) 全庁的な施設管理の方針 を策定することは、公共施 設のライフサイクルコスト の削減や施設更新に係る支 出の平準化等を図る上で有 効であると考えられること から、方針の策定に向けて 検討するとともに、施設管 理体制の整備についても検 討してまいります。 なお、専門性の不足を補	●未措置 全庁的な施設管理体制の 整備については、アセット マネジメント推進に向けた 計画、進捗管理を一元的に 行う専任の体制を平成24年 度に設置する方向で検討し ております。 全庁的な施設管理方針の 策定については、まちづく り研究所において今年度中 に取りまとめる予定のアセ

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		<p>務課，下水道部業務課）</p> <p>（措置状況） 庁内関係課において，アセットマネジメントの考え方を取り入れた全庁的な施設管理の方針の策定に向けた課題の整理を行っております。</p> <p>今後，方針の策定に向けた具体的な検討を実施する予定としております。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>タを収集する予定とのことであり，取り組みが進んでいると評価できる。</p> <p>（現時点の措置状況について） まちづくり研究所（岩手県立大学との連携）の平成22年度の研究テーマとしてアセットマネジメントの導入が取りあげられ，全庁的な取り組みにつながると考えられる。しかし，全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では，作業が進まない恐れがある。このため，早急に，全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p>	<p>うため，まちづくり研究所と連携してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>ットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ，平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> <p>（行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課）</p>
212	<p>(2) 施設管理に係る中長期計画の策定</p> <p>将来にわたって，各年度の維持管理費や更新費</p>	<p>（措置計画）</p> <p>(1)における方針策定とともに，施設の維持管理</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>施設管理に係る中長期</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>実効性のある計画となるよう留意しながら，必要な</p>	<p>●未措置</p> <p>施設管理に係る中長期的計画の策定については，ま</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>用など施設関連費用が、どのように発生するかを、財務シミュレーションなども用いて予想するとともに、費用の縮減と平準化のための方策を検討したうえで、施設の維持管理に関する中長期計画を策定する必要がある。施設の老朽化に対応するためには、計画的、戦略的な施設関連費用の縮減と平準化を検討する必要がある。</p>	<p>に関する中長期計画の策定に向けて検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、中長期計画の策定についても検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>計画の策定については、（1）にある維持管理方針の策定に合わせ、予算に反映できる計画の策定を目指している。計画を策定するだけでなく、確実に実施するためには、予算との連携が必要であり、取り組みは評価できる。今後は、施設関連費用を縮減するとともに、中長期にわたる費用の平準化を図り、市の厳しい財政状況の中でも確実に実施できる計画とすることが必要である。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>現状では、計画策定に必要なデータの種類が明確でなく、データそのものも不足し、シミュレーションを行うことができない状況である。計画策定にどのようなデータが必要か、早急に、整理する必要がある。</p>	<p>データの精査，収集等も含め，計画の策定に向けた検討を継続してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>ちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ，平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> <p>（行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
215	<p>(4) 固定資産台帳の整備 現在、全国の自治体 で、公会計制度改革が推 進されている。今回の公 会計制度改革では、資 産、債務管理の充実のた めに固定資産台帳の整備 が求められており、盛岡 市としても早急に、固定 資産台帳の整備に組み 込むべきである。施設の管 理について、マネジメン トの発想が欠如している 理由として、施設に関す る財務情報の不足が挙げ られる。現在の官庁会計 では、施設の取得価額や 減価償却費を含めた維持 管理費を把握することが できず、そのことが、施 設のマネジメントを行う 上での大きな障害となっ ている。 固定資産台帳の整備を進 めるにあたっては、財政 課など財務情報を所管す る部署のほか、実際に施</p>	<p>(措置計画) 公会計の整備について は、H20年度決算から財 務書類を作成する予定と している。その中で全庁 的な取り組みが必要とな るので、その進め方につ いて検討してまいります。  (措置状況) 公会計の整備について は、平成21年度は決算統 計情報等を活用し財務書 類を作成し、固定資産台 帳整備を平成22年度にか けて段階的かつ計画的に 整備することとしてお り、公会計制度改革庁内 プロジェクトチームを立 上げ、台帳整備を行って おります。  (財政課)</p>	<p>(措置の方向性につい て) 固定資産台帳の整備に ついては、現在、公会計 制度改革への対応とし て、台帳整備に向け、庁 内プロジェクトチームを 立ち上げ検討しており、 作成に向け取り組んでい ると評価できる。  (現時点での措置状況に ついて) 台帳作成に向け取り組 んでいる状況であるが、 台帳は整備することも大 切であるが、活用してこ そ意味があるものであ る。このため、作成にお いては、活用を念頭に置 き、必要に応じ専門的な 知識を有する者に助言を 求めるべきである。</p>	<p>(今後の方向性) 公会計の整備について は、平成22年度から取り組 むこととしている盛岡市自 治体経営方針及び実施計画 に、公会計制度改革、資 産・債務改革による健全な 財政運営の推進を指針に掲 げ、24年度までに整備を行 うこととされています。  固定資産税台帳は公会計 制度改革庁内プロジェクト チームにより、段階的かつ 計画的に整備することとし ております。  整備した台帳の活用につ いては、岩手県と共同で実 施している「財政情報の『 見える化』推進研究会」等 の取り組みを参考に、活用 できる台帳整備に努めてま いらいます。  (財政課)</p>	<p>●未措置 資産台帳の整備につい ては、平成21年度に関係課で 意見交換を行っており、平 成23年度中に関係課でプロ ジェクトチームの立ち上げ を行い、段階的に整備を行 う予定としております。  (財政課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	設の維持管理を行っている部署も含めたプロジェクトチームを編成し、施設の維持管理に利用可能な台帳を整備する必要がある。				
216	<p>(5) 施設に関する情報の整備</p> <p>施設管理にマネジメントの考え方を導入するためには、固定資産台帳の整備による財務情報の整備に加えて、施設に関する非財務情報の整備も必要である。現在、施設的设计、建築方法や過去の修繕の状況などの非財務情報の多くは、電子データ化されていない状態で各課が保管しているが、電子データとしてデータベース化した上で、一元管理することが必要である。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>固定資産台帳を整備する過程で、施設管理に伴う建築方法や過去の修繕の状況などの情報の集約方法等についても、所管各課と協議し検討してまいります。</p> <p>(財政課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>固定資産台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしており、整備計画の中に取り込むことができるかどうかを含め、内部協議中です。</p> <p>(財政課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>施設に関する情報の整備については、固定資産台帳の整備に合わせ、整備ができるかどうかを検討中である。全庁的にマネジメント進めていくためには、施設管理に責任を持つ部署を決定したうえで、データとして一元管理できるようにすべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>関係課で意見交換を行っており、翌年度からプロジェクトの立ち上げを予定している。</p>	<p>(措置計画) (今後の方向性)</p> <p>公会計の整備については、平成22年度から取組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>固定資産台帳は段階的かつ計画的に整備することとしており、整備計画の中に取り込むことができるかどうかを含め、全庁的な施設管理の方針の策定や整備の在り方の検討と併せ、非財務情報の整備も検討してまいります。</p> <p>(財政課)</p>	<p>●未措置</p> <p>資産台帳の整備については、平成21年度に関係課で意見交換を行っており、平成23年度中に関係課でプロジェクトチームの立ち上げを行い、段階的に土地台帳及び建物や備品等の棚卸しを行い、平成24年度までに整備を行う予定としています。</p> <p>(財政課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
217	<p>(6) 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト縮減に向けた取組み</p> <p>現在、盛岡市の施設管理は、不具合の箇所に対症療法的な手法で対応しているが、今後は、施設の長寿命化を図ることが必要である。老朽化が進んだ施設に対して大規模修繕を行い長寿命化を図ることで、将来の修繕費などの維持管理費を削減するとともに、更新費用の発生を繰り延べることで、施設のライフサイクルコストの縮減が可能である。施設毎に、どのように大規模修繕を行うことがライフサイクルコストの最少化に効果的なのかの検証を行う必要がある。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの縮減に向けて、検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、ライフサイクルコストの縮減についても検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>ライフサイクルコストの縮減に向けた取組みについては、建物毎の検討は行われているが、市全体としての考え方はなく、市としての考え方を整理すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では市全体の考え方が整理されておらず、個別の施設において検討がなされている状況である。所管課では全体的な視点を持つことは困難であるため、全庁的な管理に責任を持つ部署が、修繕と延命化の関係を明らかにし、全庁に考え方を示すべきである。</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの縮減に向けて検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>ライフサイクルコスト縮減に向けた取組みについては、まちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ、平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> <p>(行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課)</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
219	<p>(8) 規定の整備と「市有建築物保全計画実施要綱」の見直し</p> <p>盛岡市では、施設管理に関する規則として、「市有建築物保全計画実施要綱」（以下、「要綱」）が設けられている。第2 監査の結果</p> <p>1. 共通事項 (5)盛岡市の施設管理の現状で指摘したとおり、「要綱」が対象とする建築物には、庁舎や市営住宅などは含むが、その一方で、学校（市立高校は除く）や下水道部管理施設は対象外とされている。そのため、「要綱」において対象外とされた建築物については、施設管理に関する規定が整備されていないのが現状である。したがって、「要綱」で対象外とされている施設についても、先に説明した施設管理方針にしたがっ</p>	<p>(措置計画)</p> <p>指摘のありました対象建築物などの拡大等、施設管理方針の全庁的検討結果に合わせた要綱の見直しを検討してまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>全庁的な施設管理方針の検討結果後に、施設管理方針の内容に沿うように、要綱の見直しを行います。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>規定の整備等については、現状が全庁的な施設管理方針が決定していない段階であることから、全庁的な方針の決定後に整備する予定であり、特段の措置はなされていない。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では特段の措置はなされていないが、全庁的な施設管理方針の決定を待つのではなく、専門知識を有する課として管理方針の決定に向け、包括外部監査での指摘を受けた経験に基づき、検討した内容や取組状況についての情報提供等により議論を積極的にサポートする必要がある。</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>要綱の見直しについては、全庁的な施設管理方針の決定後に行います。全庁的な管理方針の策定やマネジメントの構築につきましても、技術的な側面から積極的にサポートしてまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>●未措置</p> <p>要綱の見直しについては、全庁的な施設管理方針の策定後に行います。</p> <p>なお、全庁的な施設管理方針の策定等に向けて積極的に協力するとともに、技術的な側面からサポートしております。</p> <p>(建築住宅課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	た規定の整備が必要である。また、現在の「要綱」についても施設管理方針に沿った見直しが必要である。				
220	<p>(9) 施設の点検、評価の充実</p> <p>施設の安全性を継続的に維持するためには、不具合の箇所を発見し、これに対症的に対応するだけでなく、予防保全的な観点から施設の点検、評価を行うことが必要である。また、予防保全的な点検、評価により、施設の長寿命化につなげることも可能である。現在行われている安全性に重点を置いた点検、評価に加えて、予防保全的な観点からの点検、評価についても点検項目として加えるべきである。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>現在、各施設で、消防法や建築基準法などによる法定点検など、随時点検、調査を行っておりますが、安全性に重点を置いた点検、評価に加え、予防保全的な観点からの点検項目の追加等も検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、予防保全的な観点からの点検についても検討してまいります。</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>施設の点検、評価の充実については、消防法や建築基準法に基づいた安全性に重きを置いた点検のみを実施している状況であり、取り組みは進んでいない。アセットマネジメントの考え方では、安全性はもちろん、予防保全的な点検が必要である。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>下水道課や教育委員会においては、今回の指摘に基づき、安全性に力点をおいた検査項目が検討</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>予防保全的な観点からの点検項目の追加等も引き続き検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>予防保全的な観点からの点検項目の追加等については、まちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ、平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p> <p>(行政経営課、建築住宅課教育委員会総務課、総務経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)	されており，これらを参考に予防保全的な項目としてどのような項目を盛り込むかを早急に決定すべきである。		
221	(10) 安全点検の実施とその対応 今回の包括外部監査において，具体的な検証の対象とした小中学校施設及び下水道施設では，いずれにおいても点検の結果，施設に問題があるとされたにも関わらず，修繕などの措置が行われていないものが発見された。点検の結果，問題があると指摘された箇所は，いずれも市民の安全性に被害が及ぶ可能性を含んでいる。指摘箇所については，安全上，問題が生じないように早急に措置を講ずる必要がある。 また，小中学校施設及び	(措置計画) 小中学校施設及び下水道施設で指摘された事項につきましては，修繕計画を立て，早期に措置します。 また，それ以外において，点検結果の措置状況を確認するとともに，措置が行われていないものがある場合は，適切に措置してまいります。 なお，措置を講ずるまでの間の安全性には十分配慮してまいります。 (行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)  (措置状況)	(措置の方向性について) 安全点検の実施とその対応について，安全性に課題があるものについては，早急に対処すべきであり，対処がやむを得ず遅れる場合には，利用者の安全性が十分確保されるよう取り組まなければならない。教育委員会や下水道部で措置の遅れや安全性の確保に課題があったことを考えると，他の部局においても同様のケースがあると考えられる。  (現時点での措置状況について)	(措置計画) 法令に基づく定期的な施設点検のなかで，点検結果の措置状況を順次確認し，措置が行われていないものがあった場合は適切に措置してまいります。 措置の状況の公表について，今後検討してまいります。 (行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)	●未措置 法令に基づく定期的な施設点検の結果，措置が行われていないものがあった場合は適切に措置しております。 また，措置の状況の公表については，全庁的な施設維持管理体制の整備と併せて検討を進めることとしております。 (行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>下水道施設以外にも、点検の結果、問題点が指摘されているにも関わらず、措置が行われていないものが、ないかどうかを確認し、措置が行われていないものがあれば、早急に措置を講ずる必要がある。</p>	<p>小中学校施設の点検で指摘された事項については、教育委員会内で修繕計画を立てたところですが、予算の確保をしながら措置してまいります。</p> <p>下水道施設で指摘された7項目のうち、菜園分区の一部と仁王田圃分区については平成19年度に対処済みであり、都南中央分区については平成20年度に対処しております。残りの項目についても、適時に措置していきます。</p> <p>その他の施設についても、法令に基づく定期的な施設点検のなかで、点検結果の措置状況を順次確認し、措置が行われていないものがあつた場合は適切に措置してまいります。なお、市の公共施設における修繕等のあり方につきましては、全庁的な施設管理の方針の策</p>	<p>教育委員会や下水道部では対策が進められている。市の公共施設について状況を早急に確認し、状況を公表するとともに、問題があれば必要な措置を講ずることが必要である。</p>		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		定に向けた検討と併せて、より効果的な実施方法を検討してまいります。 （行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）			
222	(11) 建設当初におけるライフサイクルコストを考慮した建設 施設の長寿命化を図り，ライフサイクルコストの縮減を進めるためには，建設時からライフサイクルコストの縮減を考慮した設計，建設を行うことが重要である。 施設の建設にあたっては，設計，建設時にライフサイクルコストの縮減への考慮が十分になされているかどうかをチェックする仕組みを導入すべきである。	(措置計画) これまでも，施設の建設にあたっては，設計，建設時に事業費の縮減やランニングコストについて考慮してまいりましたが，今後は，ライフサイクルコストの縮減と縮減への考慮が十分なされているかチェックする仕組みの導入について検討してまいります。 （行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）  (措置状況)	(措置の方向性について) 建設当初におけるライフサイクルコストを考慮した建設については，現在，全庁的な維持管理方針の策定に向け，関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり，特段の検討は行われていない。施設の維持管理を効果的，効率的に実施するためには，施設の建設時に，維持管理方針に基づいたライフサイクルコストの縮減を考慮することが必要である。	(今後の方向性) 全庁的な施設の維持管理方針の策定に向けた検討と併せて，ライフサイクルコストの縮減をチェックする仕組みの導入について検討してまいります。 （行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）	●未措置 ライフサイクルコストの縮減をチェックする仕組みについては，まちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ，平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。 （行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課）

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		<p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、ライフサイクルコストの縮減や縮減についてチェックする仕組みについても検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>（現時点の措置状況について）</p> <p>特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では，維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため，早急に，全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p>		
223	<p>(12) 耐用年数の設定</p> <p>施設管理に係る中長期計画を策定するためには，施設毎の耐用年数を設定することが必要である。既存の施設について耐用年数の設定を行うとともに，現時点での経過年数を把握する必要がある。また，新たに建設する施設についても，耐用年数を設定し，施設の中</p>	<p>（措置計画）</p> <p>施設の新設，改修，中長期計画の策定などを行う際には，その施設の構造，用途にあった耐用年数の設定を行い，施設の中長期的な施設管理計画の策定に役立ててまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>耐用年数の設定については，現在，全庁的な維持管理方針の策定に向け，関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり，特段の検討は行われていない。施設の維持管理を効果的に実施するためには，施設の</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>全庁的な施設の維持管理方針の策定に向けた検討と併せて，施設の耐用年数の設定について検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>●未措置</p> <p>耐用年数の設定については，まちづくり研究所において今年度中に取りまとめる予定のアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ，平成24年度に設置予定の専任の体制において検討を進めることとしております。</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	長期の管理に役立てるべきである。	（措置状況） 全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、耐用年数の設定についても検討してまいります。 （行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）	耐用年数を設定する必要があるため，維持管理方針の策定に併せ，耐用年数の設定を行うべきである。  （現時点での措置状況について） 特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では，維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため，早急に，全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。		（行政経営課，建築住宅課教育委員会総務課，総務経営課）
225	（13）施設管理体制の充実 施設管理方針の策定に伴い，全庁的に統一した方針のもと施設管理を行っていくことに対応し，施設管理体制の充実が必	（措置計画） アセットマネジメントに関する市の対応について検討を進めながら，体制の整備のあり方についても検討してまいります。	（措置の方向性について） 財政課，管財課，建築住宅課，行財政改革推進課の4課によるアセットマネジメント導入に向けた協議が行われている。施	（今後の方向性） 全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて，施設管理体制の整備のあり方についても検討してまいります。 （行財政改革推進課，職員	●未措置 全庁的な施設管理体制の整備については，アセットマネジメント推進に向けた計画，進捗管理を行う専任の体制を平成24年度に設置する方向で検討しておりま

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査 での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>要である。管財課や建築住宅課といった施設管理に直接関連する部署や財政課など財務情報に係る部署が連携し、施設を資産としてマネジメントできる体制を構築する必要がある。</p>	<p>（行財政改革推進課，職員課，財政課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> <p>（措置状況） 全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて，施設管理体制の整備のあり方についても検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課，職員課，財政課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>設管理に係る部署に加え，財政課が加わっており，施設を資産として捉え，アセットマネジメントの導入に向けた検討に着手しており，評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について） 現在，全庁的な維持管理方針の策定に向け，修繕費用や問題点を整理している段階であり，特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では，維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため，早急に，全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p>	<p>課，財政課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>す。</p> <p>（行政経営課，職員課，財政課，建築住宅課，教育委員会総務課，総務経営課）</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

2 平成20年度の指摘事項に関する措置状況について（第3 意見 2 公金の不適切な処理について）

236	(f)固定資産台帳の整備 自治体では公会計制度改革が進められており、盛岡市においても、固定資産台帳を整備することが急務である。	(措置計画) 公会計の整備については、平成20年度決算から財務書類を作成する予定としている。その中で全庁的な取り組みが必要となるので、その進め方について検討してまいります。  (平成21年9月末の措置状況) 公会計の整備については、平成21年度中に財務書類を作成することとしており、固定資産台帳整備については平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしており、公会計制度改革庁内プロジェクトチームを立ち上げ、台帳整備を行っております。	(措置の方向性について) 公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、平成24年度までに整備を行うこととされている。 固定資産台帳の整備については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討を予定している。 固定資産台帳の整備にあたっては、その利用方法についても十分に検討し、現品との突合が可能な固定資産台帳を整備する必要がある。 (現時点での措置状況に	(今後の方向性) 公会計制度改革庁内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしております。 整備した台帳の活用については、岩手県と共同で実施している「財政情報の『見える化』推進研究会」等の取組みを参考に、活用できる台帳整備に努めて参ります。  (財政課)	●未措置 平成23年度においては、平成21年度、22年度に引き続き総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表するほか、固定資産台帳の整備については関係課でプロジェクトチームを立ち上げ、段階的に台帳整備を行う予定としています。  (財政課)
-----	--	--	--	---	---

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

			<p>ついて)</p> <p>平成21年度では、総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表したほか、固定資産台帳の整備については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的に台帳整備に取り掛かった点は評価できる。</p>		
237	<p>(g)実査の実施</p> <p>情報セキュリティの観点からも、一定の時点で、固定資産台帳と現物との突合を行う必要がある。具体的には、パソコン等の固定資産には、購入時に固定資産番号が記されたシールを添付し、一定の時点毎(通常は、年度末の1回か、9月末と年度の年2回程度)に固定資産台帳に記入された固定資産番号を基に、台帳と現物との一致を確認すべき</p>	<p>(措置計画)</p> <p>今後、備品台帳と現物との突合の方法について検討してまいります。</p> <p>各課の課長等は、会計課が出力した当該年度に購入した備品一覧表に基づき、現品を突合のうえ会計管理者へ報告するものとします。</p> <p>会計管理者は、各課長等からの報告結果を受けて、その中から抽出して備品台帳と現品の突合をするものとします。</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>措置計画によれば、各課で、備品一覧表と現品の突合を行うとされている。平成21年度中に、固定資産番号が記されたシールの備品への添付や備品一覧表の作成が進められている。</p> <p>なお、実査の対象は、前年度に購入されたものだけではなく、全ての備品を対象とすべきである。</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>各課等による備品一覧と現物の確認を平成21年6月から実施し、各課等による確認を了した部署から抽出して22年2月に会計課も実査を行っており、今後も継続してまいります。</p> <p>全ての備品について備品一覧の整理と備品シールの添付が終わった段階で、一定時点毎の確認に係る制度化を検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>	<p>●未措置</p> <p>資産台帳の整備については、平成21年度に関係課で意見交換を行っており、平成23年度中に関係課でプロジェクトチームの立ち上げを行い、段階的に土地台帳及び建物や備品等の棚卸しを行い、平成24年度までに整備を行う予定としています。</p> <p>(会計課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

	<p>である。実際の一致の確認は各課で行い、確認の結果を会計課に報告する方法が考えられる。また、会計課としても、いくつかの部署を選び、実際に実査を実施することが、効率的で効果的である。</p>	<p>（平成21年9月末の措置状況） 年度内に購入した全ての備品を調査の対象とすることから、出納整理期間終了後の6月上旬に各課照会を行い、6月末までには現品の抽出確認を実施することとします。ただし、平成20年度分については、今年度中に各課への照会を実施し、その中から抽出して現品の確認を行うものとして、準備を進めております。</p>	<p>（現時点での措置状況について） 措置が進められている。</p>		
245	<p>(c)会計制度の整備 今回の公会計制度改革を契機に、速やかに固定資産台帳など資産、債務に関する情報を整備し、また複式簿記の導入に向けても迅速に取り組む必要がある。</p>	<p>(措置計画) 本市においてもH20年度決算から公会計制度改革に取り組み財務書類を作成する予定となっていることから、その手法について、検討してまいります。</p>	<p>(措置の方向性について) 公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、</p>	<p>(今後の方向性) 公会計制度改革庁内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成24年度にかけて段階的かつ計画的に整備するとともに、複式簿記の導入に向け取り組んでまいります。</p>	<p>●未措置 資産台帳の整備については、平成21年度に関係課で意見交換を行っており、平成23年度中に関係課でプロジェクトチームの立ち上げを行い、段階的に整備を行う予定としております。</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

		<p>（平成21年9月末の措置状況）</p> <p>平成21年度は財務書類を作成し、固定資産台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしており、公会計制度改革庁内プロジェクトチームを立ち上げ、台帳整備を行っております。</p>	<p>平成24年度までに整備を行うこととされている。（現時点での措置状況について）</p> <p>平成21年度は、総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成・公表したほか、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討している。</p>	<p>（財政課）</p>	<p>（財政課）</p>
--	--	---	---	--------------	--------------

平成22年度包括外部監査結果等措置状況

監査対象事件	所管課	区分	指摘等 件数	措置済 件数	今回措 置件数	未措置 件数	
清掃事業に係る事務の執行等について	資源循環推進課	監査結果	5	0	5	0	
	廃棄物対策課	監査結果	5	0	3	2	
	収集センター	監査結果	2	0	2	0	
	クリーンセンター	監査結果	5	0	5	0	
	リサイクルセンター	監査結果	3	0	3	0	
	税務住民課	監査結果	1	0	1	0	
	共通	監査結果	5	0	5	0	
	小計(監査結果)			26	0	24	2
	資源循環推進課	参考意見	8	0	7	1	
	廃棄物対策課	参考意見	5	0	3	2	
	税務住民課	参考意見	1	0	1	0	
	クリーンセンター	参考意見	2	0	2	0	
	行政経営課	参考意見	1	0	1	0	
	共通	参考意見	2	0	1	1	
	小計(参考意見)			19	0	15	4
	計			45	0	39	6

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
29	<p>II. 盛岡市ごみ減量推進基金</p> <p>(3) 当基金の積立額の目標設定について</p> <p>当基金の積立目標額を3億円と設定していること、および当該基金の残高を高額なまま維持しておくことの明確な根拠はないと判断せざるを得ない。あくまでも、将来予定されているごみの減量施策に要する資金を推計してそれを目標に積み立てを行うべきである。また、余分な積立額は取り崩して一般財源として活用する方策の検討を加速すべきである。さらに、将来必要な施設の設備基金の積立については、別に設定することが望ましい。</p> <p>今後、同条例の改正、もしくは指針の作成等により、具体的な取崩（運用）内容を明らかにするとともに、予め基金の設定目的に合致した積立目標額を検討し、積み立てを行うべきである。</p>	<p>ごみ減量推進基金は、平成23年4月1日に廃止し、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の目的を包含した盛岡市地球温暖化対策地方公共団体実行計画の推進に要する経費の財源に充てるため、地球温暖化対策実行計画推進基金に引き継ぎ、新たに運用する予定としております。</p> <p>また、ごみ減量推進基金は、将来必要な施設の設備建設基金として設置したのではなく、現在のところ別途設定する予定はありません。</p> <p>運用基準については基金実施要領等を定めることとし、積立目標額については、現在定めておりませんが、磁性物の売払収入などにより積立金の確保に努めてまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>ごみ減量推進基金は、平成23年4月1日に廃止し、「盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金条例」を同日付で設立し、引き継いだ上で新たに運用しております。</p> <p>(資源循環推進課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
40	<p>IV. 事業系一般廃棄物の処分手数料</p> <p>(2) 事業系一般廃棄物の処分手数料の負担率のあり方について</p> <p>事業者のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の40%とする現状の再検討をし、また、処分原価の変動に応じて定期的な手数料水準の検討が必要である。さらに、負担額を処分原価に対してどの程度の割合とするかの継続的な検討を行うべきである。</p>	<p>処分原価に対する事業者の負担率については、現状での経費等を基に定期的に算出してまいります。</p> <p>また、手数料水準については、40%の現状も含めて、減少傾向にある事業系ごみの搬入量の推移や経済動向を注視しながら継続的に調査・検討してまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>○措置済</p> <p>現在、最新の処分原価の算出作業を進めており、処分原価に対する事業者の負担率を明確にした上で、減少傾向にある事業系ごみの搬入量や経済動向を考慮に入れた手数料水準のあり方を検討してまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
52	<p>VI. 資源ごみの回収事業</p> <p>(2) 集団資源回収の経済的合理性について 缶については今後も買取相場の高値が続くようであれば、行政回収とすることも視野に入れて、今後の措置を検討すべきである。</p>	<p>資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしております。したがって、一部の品目だけを行政回収とすることは、考えておりません。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしております。</p> <p>(資源循環推進課)</p>
62	<p>VII. 盛岡市清掃事業における外注業務</p> <p>(2) 発注の必要性及び業者選定理由の妥当性について</p> <p>②塵芥収集車に備え置くべき備品整理票がないものがあつた。盛岡市財務規則第206条により備品整理票は、備え置くべきである。また、固定資産の管理として、年に1度程度は現物と備品整理票との一致を確かめるべきである。</p>	<p>適正な備品管理をするため、定期的に現物と備品整理票の突合せを実施してまいります。</p> <p>(門収集センター)</p>	<p>○措置済</p> <p>備品管理のため、年度末に現物と備品整理票の確認を実施し、一致を確認しております。</p> <p>(収集センター)</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
69	<p>VIII. 保有車両</p> <p>(1) 塵芥収集車両の買換えについて</p> <p>車両の買換えは購入時からの経過年数や走行距離等の車両状態を所管施設・課において勘案して起案されているが、買換えの購入基準が明確でない。買換え基準を環境部の内規として明確に設定するとともに、除却対象車両に売却価値が生ずるようであれば、買換えの是非について更に詳細な検討を加えるなど、車両の有効利用をより徹底させる措置を講ずるべきである。</p> <p>また、塵芥収集業務は順次民間への委託を進めていることから、委託の状況を踏まえた適切な台数の塵芥収集車を保有すべく、新規購入の可否を判断すべきである。</p>	<p>塵芥収集車の買換え基準は、概ね15万kmを超える8年とし、計画的に買い換えを進めることとしております。</p> <p>売却価格については、購入業者の判断により大きく異なるものであります。</p> <p>新規購入は、基準に沿った購入計画及び民間委託の推進状況を踏まえて適切に判断してまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>今後も塵芥収集車の買換え基準及び更新計画に基づき、民間委託の推進状況をふまえながら買換えを進めてまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
74	<p>IX. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設） IX-1. 施設管理運営について</p> <p>(1) ごみ焼却炉管理業務について 分別やリサイクルの推進により、ごみ焼却量が減少傾向にあるため、将来において焼却施設の更新等を行う際は、焼却処理能力について適正水準の検討が必要になると思われる。</p> <p>(2) 備品管理について ① 一致内容が報告されていた事項 管理データと現物とに複数の不一致が認められ、現品と備品データを平成21年度に一致させてはいるが、備品の取得年月はかなり古い時期であり、長期間にわたり備品管理が不徹底であったといえる。例えば、年1回程度の現物と備品データの照合等、定期的な管理が必要である。 また、「返納理由」欄の「※」印部分は、その記入がなされていなかった。その内容を確認する必要がある。</p>	<p>将来のごみ焼却施設の処理能力については、今後予定されているごみ処理広域化計画策定のなかで、十分な検討を行ってまいります。 (クリーンセンター)</p> <p>備品の管理データと現物の不一致については、平成21年度に既に是正しております。その後は、定期的に台帳と現品のチェックを実施し、備品管理を徹底しております。 (クリーンセンター、リサイクルセンター)</p> <p>また、返納理由の記載漏れがないよう、事務処理の適正な執行に努めてまいります。 (リサイクルセンター)</p>	<p>○措置済 今後予定されているごみ処理広域化計画策定のなかで、十分な検討をおこなってまいります。 (クリーンセンター)</p> <p>○措置済 備品の管理データと現物の突合を実施し、毎年度定期的に台帳と現品のチェックを実施することとして、備品管理を徹底しました。 (クリーンセンター、リサイクルセンター)</p> <p>○措置済 また、返納理由の記載漏れにつきましては是正しており、今後は事務処理の適正な執行に努めております。 (リサイクルセンター)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
77	<p>② 公印の管理について</p> <p>公印の保有状況は総務課で管理しており、備品データは会計課で管理している。クリーンセンターに保管されている公印は、現在の施設の建設当時の主管課長である「建設推進室長」の印であった。建設が完了し、クリーンセンターが稼働するとともに名称変更となり、他の名称へと変更していたため、本来は担当課が自ら総務課へ返納し、さらに会計課へ備品データ処理の依頼をすべきところを忘れていた。特に今回の場合は、課長印を廃止した際に、総務課では課長印の返納依頼の通知を行っていた。</p> <p>「盛岡市クリーンセンター所長」印に関しては、現物を総務課へ返納したにもかかわらず、会計課へ備品返納に関する処理を失念し、備品データには計上されたままとなっていた。今後の返納や備品データへの登録処理が生じた際には、确实かつ正確に行う必要がある。</p>	<p>公印については、廃止した際は総務課へ確実に返納するとともに、備品としての返納手続きも適切に行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">(クリーンセンター)</p>	<p>○措置済</p> <p>公印については、廃止した印を総務課へ返納しました。</p> <p>備品としての返納手続きについても、既に実施しております。</p> <p style="text-align: center;">(クリーンセンター)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	<p>(4) 貸与物品について</p> <p>クリーンセンターで作成している被服管理台帳は、被服等の種類、貸与時期及び数量に関する貸与実績を記載するものである。しかし、現物の被服等に貸与年月日及び記号番号を付して交付しておらず、また、返納されるべき使用済みの被服は汚れが激しく再使用は不可能との判断から、実際には返納を強制せず、各人で処分することが慣行となっている。</p> <p>リサイクルセンターでもクリーンセンターと同様の実態であった。こうした実態は「盛岡市職員被服等貸与規程」の規定に反するものである。</p> <p>また、現在作成している被服管理台帳は払出の記録簿であり、返納や在庫の管理は行っていない。こうした管理台帳は同規程の定めに準拠したものといえない。同規程の趣旨を踏まえ、各人からの返納処理を徹底し、再使用不能なものは処分の顛末を確認して記録するなど、管理を適切に実施する必要がある。</p>	<p>「盛岡市職員被服等貸与規程」の規定に基づき、被服等には貸与年月日及び記号番号を付して交付することとし、管理簿については、現在の被服管理台帳を改め、返納等も記録する管理簿を整備するなど、適切に管理してまいります。</p> <p>(クリーンセンター、リサイクルセンター)</p>	<p>○措置済</p> <p>規程に基づいた管理簿を整備し、被服等には記号番号・貸与年月日を付し管理しております。</p> <p>(クリーンセンター、リサイクルセンター)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	<p>(5) 過積載車及び分別事業者に対する対応について クリーンセンターにごみを搬入する許可業者の車の過積載の改善が進まないのであれば、道路交通法による過積載の取締りを行う県警への通報を行うなど、過積載の撲滅に向けて一層強い姿勢で臨む必要がある。</p>	<p>直営や委託業者については法令順守の注意喚起を行った結果、過積載の状況は改善されておりますが、今後さらに、許可業者に対しましても、許可更新時等の機会を利用して指導を徹底し、場合によっては県警への通報等も検討してまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>●未措置 クリーンセンターのシステムでは重量計量時には過積載の状況が分からないため、後日クリーンセンターから送付される過積載車のデータを基に状況の把握に努めており、過積載警告の通知文書の送付や過積載該当業者の許可申請の機会等を利用して指導していくこととしております。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
81	<p>IX-2. ごみ焼却業務関連契約について</p> <p>ごみ焼却業務関連の随意契約における契約単価の検討について</p> <p>焼却関連業務委託契約の大部分が随意契約となる主な要因は、焼却施設が性能要件や必要処理能力等の特性に応じて個別受注生産される汎用性のないものであり、その施設の修繕・保守管理には特許権を有する設計施工業者が開発した特殊な部品が使用される結果、施工業者以外の業者では交換部品の手配から設置、保守に至るまで対応できない点にあるということが言える。</p> <p>このような状況から、担当課では随意契約となる当該業務又は工事における単価等に関する情報が設計施工業者のものに限定され、複数業者の単価等の比較が困難な状況にある。</p> <p>契約金額の積算は一定の方法で実施してはいるが、更なる適正化、低減化のために、他市の契約金額の情報収集による比較検討等の更に深い検討を要する。</p>	<p>積算については現在、全国都市清掃会議発行の廃棄物処理施設点検補修工事積算要領や公共工事設計標準労務単価表等に基づき実施しており、積算金額つきましても、これまでも低減化に努めてまいりましたが、さらなる適正化・低減化について検討するため、他都市の積算方法等の情報収集を行ってまいります。</p> <p>(クリーンセンター)</p>	<p>○措置済</p> <p>本市と同等の処理能力を有する施設を対象に調査を行ないながら検討を深めてまいります。</p> <p>(クリーンセンター)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
88	<p>X. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」 X-1. 施設の概要及び指定管理者の選定について</p> <p>(2) 平成21年度指定時に、応募者が1団体のみであった点について</p> <p>平成21年度指定時、平成18年度の制度導入時からの指定管理者が応募せず、結果として1団体のみ応募となった理由の要因分析、事業運営上の主な障害となった事項の把握、及び複数団体が応募するような指定管理者制度の運用上の条件整備の必要性等の検討が十分に行われていないと考えられる。それまでの指定管理者が応募をとりやめた理由が、仮にゆぴあすに関する指定管理者制度の運用に起因するものであったのであれば、市としてはその運用の改善につき対応を検討し、複数の事業者が応募する環境整備を行うことが求められる。連絡会議で複数の事業者が応募する環境整備について協議し、市全体としての指定管理者制度の運用改善に活かす取り組みも必要であろう。</p>	<p>指定管理者制度は、民間事業者の創意工夫を喚起し、より良い公共施設の管理運営を目指すものでありますことから、適切な競争性が発揮されるよう、他都市の事例も参考に、申請者が減少した原因の把握に努めてまいります。</p> <p>なお、平成20年度に前指定管理者が応募しなかった理由については、ゆぴあすに関する指定管理者制度の運用に起因するものではないと先方より聞いております。</p> <p>(クリーンセンター・行政経営課)</p>	<p>○措置済</p> <p>申請者の増減については、他都市の事例の把握に努めましたが、その時々 の社会経済情勢に左右されることも想定され、一概に原因を把握することは困難ではありますが、今後においても適切な競争性が発揮されるよう、リスク分担の見直しなど、制度の運用上の条件整備に努めてまいります。</p> <p>なお、今年度、当該施設への指定管理者への申請が複数団体あり、結果的には前回より申請団体が増加したところです。</p> <p>(クリーンセンター・行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
	<p>X-3. ゆびあすにおけるモニタリング業務について</p> <p>(1) 市によるモニタリングの合規性について 仕様書において、年次の事業報告書は検証後に公表される旨定められているが、この公表がなされていない。検証結果とともに、市のホームページ（ウェブもりおか）等に掲載する必要がある。</p> <p>(2) 指定管理者自体の経営状態の確認について 指定管理事業にかかる収支状況については月次報告書や年次の事業報告書に記載され報告されるものの、指定管理者自体の経営状況については特に報告の対象とはされていない。指定管理者自体の決算後、速やかに財務書類等の提出を求め、その経営状況が、指定管理者として安定的・継続的にサービスを提供できる状態にあるかどうかを確認する手続きを実施すべきである。</p>	<p>早期にモニタリングする項目や公表内容等を検討し、実施してまいります。  (クリーンセンター)</p> <p>事業報告書等の提出時に財務書類の提出を求めるなど、定期的に経営状況の把握に努めてまいります。  (行政経営課)</p>	<p>○措置済 モニタリングについては、施設所管課等から意見を聴取し制度構築を行い、平成23年度より試行することとしており、この試行にあわせて当該施設についても、項目や公表内容を検討しながら実施することとしました。  (クリーンセンター・行政経営課)</p> <p>○措置済 当該施設の指定管理者の平成22年度分については、財務書類の提出を求め経営状況の確認を行ないました。 他施設の指定管理者の経営状況についても、必要に応じて定期的に財務書類の提出を求め、経営状況の把握に努めることとしました。  (クリーンセンター・行政経営課)</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	<p>(3) 備品の管理について</p> <p>○ 市の会計課で作成する「備品リスト」と、指定管理者で作成する「備品管理簿」の2種類の台帳が存在し、管理番号もそれぞれの台帳ごとに付されている。市に帰属する備品については会計課作成の台帳に一本化して指定管理者もこれを使用し、指定管理者に帰属する備品については、市に帰属する備品とは明確に区分するかたちで指定管理者において台帳を整備すべきである。</p> <p>○ 備品管理に関する具体的な方針が定められておらず、現物と台帳の定期的な突合なども実施されていない。指定管理者自身が備品の現存状況の把握とその記録の保存につき体制を整備することはもちろんであるが、市においても、年に一度は現物と台帳の突合に立ち会うなど、モニタリングの一環としての関与を検討すべきである。</p>	<p>市に帰属する備品については、市の「備品リスト」により管理してまいります。</p> <p>また、指定管理者に帰属する備品については、指定管理者が管理する台帳を整備するよう指導してまいります。</p> <p>帳簿と現物の突合せについても、定期的に実施するよう指定管理者に指導するほか、市でも立ち会う等の対応を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(クリーンセンター)</p>	<p>○措置済</p> <p>市に帰属する備品については、市の「備品リスト」に台帳を一本化しました。</p> <p>指定管理者に帰属する備品は指定管理者が台帳を整備し管理しております。</p> <p>台帳と現物の突合についても立ち会ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(クリーンセンター)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
97	<p>(4) 業務の再委託に係る契約事務について</p> <p>年度を通じて継続する業務について、次の2業務につき契約書が交わされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場管理装置等保守点検業務</li> <li>・浴場サウナ・マット賃借</li> </ul> <p>両業務とも年間を通じて継続する業務であり、委託先業者との不測のトラブルを回避する必要からも、委託業務の内容・範囲や報告に関する事項、リスク分担等を明確にしたうえで契約書として交わす必要がある。</p>	<p>指摘のありました平成22年度分の2業務については、契約書を取り交わすよう指導し、是正されております。</p> <p style="text-align: right;">(クリーンセンター)</p>	<p>○措置済</p> <p>指摘のありました平成22年度分の2業務については、契約書を取り交わすよう指導し、是正されております。</p> <p>今後とも年度を通じて継続する業務については契約書を取り交わすよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(クリーンセンター)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
103	<p>X I. 盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）</p> <p>(2) つり銭の管理について 日々の現金（つり銭）管理については、ごみの搬入手数料の受入れがあった日以外はつり銭残高3万円の現物確認を行っておらず、また、現金出納簿を設けての記帳もしていない。現金の現物確認は搬入手数料の受入れの事実の有無にかかわらず毎日、受付業務終了後、受付担当者以外の事務担当者が行うべきであり、また、同時に現金出納簿への記帳も行うべきである。</p>	<p>現金出納簿を作成し、毎日受付業務終了後、事務担当者が確認及び記帳を行い所長の確認を得る事に改善いたします。</p> <p>(リサイクルセンター)</p>	<p>○措置済 受付担当以外の事務担当者がレジを閉める際に、つり銭の残高や金種の確認をし、新たに作成したつり銭管理簿に記帳し、所属長の確認を得るよう改め、適切な事務処理に努めております。</p> <p>(リサイクルセンター)</p>
105	<p>(5) 使用済み乾電池の処理について 市が全都清の会員となった1986年以来、継続して野村興産株式会社と随意契約を行っているが、乾電池の処理方法の見直しは行われていない。同業者に関する情報を収集し乾電池処理に係る総費用の見積もりを比較する等、委託業者の見直しに係る検討を定期的に行うべきである。</p>	<p>全国都市清掃会議における広域回収処理事業として、会員市町村が処理を委託する仕組みであり、今後も同様の処理を進めながら、他都市の処理状況を調査するなど、必要な検討を続けてまいります。</p> <p>(リサイクルセンター)</p>	<p>○措置済 使用済み乾電池については、水銀を含んでいる外国産の電池が流通している状況もあり、他都市の処理方法の調査結果を踏まえ、今後も従来と同様の処理による再資源化を進めます。</p> <p>(リサイクルセンター)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
105	<p>(6) ペットボトルの処理について</p> <p>ペットボトルのリサイクル処理に係る収入又は委託料の価格変動は激しく、引渡し先によって市の損益に与える影響が大きいため十分な検討が必要と思われる。</p>	<p>容器包装リサイクル法に基づく基本方針により、容器包装リサイクル協会に円滑な引渡しを行うこととされており、今後も同様の処理を進めながら、必要に応じて検討を続けてまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>容器包装リサイクル法に基づく基本方針により、容器包装リサイクル協会に円滑な引渡しを行うこととされており、今後も同様の処理を進めてまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
109	<p>X II. 盛岡市玉山廃棄物処分場</p> <p>(1) 浸出水処理関連の薬品の管理について                      浸出水処理に用いる薬品の現物数と、管理台帳の記帳数が異なっている品目があった。薬品の管理台帳における受払記録の徹底と定期的な現物確認の徹底を要する。</p>	<p>受払記録簿は、常に記録できるよう日常現場への備え付けとし、受払記録内容と現物数を担当職員が毎月末に現場確認するとともに、結果を書面で所属長に報告することを徹底してまいります。</p> <p>(税務住民課)</p>	<p>○措置済                      措置計画どおり実施しております。                      (税務住民課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
113	<p>XⅢ. 収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター）</p> <p>(1) 人事管理について</p> <p>③ 始業前に押印すべき当日出勤していた職員の押印欄が空白であるものがあった。出勤時の出勤簿への押印は盛岡市職員サービス規程で定められていることから、各収集センターの所長は各職員等に対し、出勤簿への押印を始業前に行うというルールを徹底させるべきである。</p> <p>(2) 粗大ごみの料金収集業務について</p> <p>② 金券に準ずるともいえる処理券の保管場所がカギのかからない書類棚である点、鍵のかかる場所へ保管するように改善すべきである。</p>	<p>出勤簿を適正に管理し、規程の順守を徹底してまいります。</p> <p>（三ツ割収集センター、門収集センター）</p> <p>粗大ごみ処理券を適切に管理するため、鍵のかかる保管場所を確保し、保管いたします。</p> <p>（資源循環推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>各職員に対し、出勤簿への押印を始業前に行うというルールを朝礼において再確認しております。</p> <p>（収集センター）</p> <p>○措置済</p> <p>粗大ごみ処理券について、課執務室内の錠付保管庫に保管しております。</p> <p>（資源循環推進課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
114	<p>(3) 旧清掃工場施設の解体の必要性について</p> <p>① 三ツ割清掃工場施設は老朽化により、地震等に起因する建物崩壊の危険性があり、補修工事の要否を調査・検討すべきである。</p> <p>② 両センター内にある旧施設の休日や平日夜間の防犯の措置を検討すべきである。</p> <p>③ 両センター内にある旧施設は地震等に起因する建物崩壊の危険性があり、具体的な内容を含む総合的な計画の策定を開始すべきである。</p>	<p>①建物崩壊の危険性除去を目的とした補修工事の要否について、早急に調査・検討いたします。</p> <p>②センター内の旧施設については、施設錠しており中に入ることはできませんが、両施設の統合に合わせて早急に防犯対策を検討してまいります。</p> <p>③現在、廃棄物処理施設全体の整備構想を検討しており、その中で旧施設解体に向けた具体的な計画を策定してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物対策課)</p>	<p>○措置済</p> <p>①当課職員の調査の結果、旧門清掃工場の崩壊の危険性は極めて低いものの、灰出し設備については早急な対応が必要と判断しましたので、平成23年6月に危険性除去等を目的とした補修を実施いたしました。</p> <p>また、旧三ツ割清掃工場は、施設が門に統合されることから本年度中に閉鎖することとしております。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物対策課)</p> <p>●未措置</p> <p>②平成23年4月に両センターは統合されましたが、センター施設の門への統合は遅れており、閉鎖される三ツ割の施設も含め、統合時期に合わせて必要な防犯措置を検討しているところであります。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物対策課)</p> <p>○措置済</p> <p>③現在、廃棄物処理施設全体の整備構想が固まり、庁内でコンセンサスを得ながら、具体的な計画を策定し、早期解体を進めることとしております。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
23	<p>I. 盛岡市分別収集計画及びこれに基づくごみの分類・収集（ルール等）</p> <p>(1) せん定枝等粉砕機について 貸し出し件数が年々減少傾向にあり、機械を市が購入する必要があったのか、疑問である。機器等の購入に際しては、市民の要望が大きい事項に限り、公共性の観点から購入の必要性を慎重に検討することが望ましい。</p>	<p>チップや腐葉土として利用する自家処理を目的に導入したものであり、最近の利用率低下を踏まえ、利用者からのアンケート調査を基に、今後のあり方を検討してまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済 アンケートの結果から、音がうるさいことや太い枝に対応できないことにより利用が伸びていないため、需要やチップの活用方法など今後のあり方を検討しております。</p> <p>なお、今後も市民等が利用するための機器等の購入にあたりましては、公共性の観点を含め検討してまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>
24	<p>(2) 資源ごみの収集運搬について 収集ブロックの設定及び収集方法の当初決定時に収集コストの試算等により最も効率的な方法を選択したのか疑問が残る。現在のごみを取り巻く環境の変化を総合的に加味して達成すべき優先順位を明らかにし、多様な方法の実行可能性及び経費の試算を行って最も効率的な方法を選択するための検討が望まれる。</p>	<p>資源ごみの効率的な収集の検討に当たっては、収集運搬後の分別処理施設の機能を考慮したものであり、今後は、早期収集を優先しながらも、さらに効率的な収集方法の検討を行い、経費比較等の検討を行ってまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済 収集ブロックの設定及び収集方法については、早期収集を最優先に可燃・不燃等を含めた効率的な収集方法について、経費の試算も含め検討しております。</p> <p>(資源循環推進課)</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
25	<p>(3) 生ごみの排出の抑制を促進するための各方策に係る経済的な合理性について</p> <p>地域循環型生ごみ処理推進事業について業務用生ごみ処理機を設置し、生ごみを堆肥化して資源として地域で活用する事業を行っているが、当該事業に係る支出は公共性・公平性の観点及び経済的な合理性の観点から疑問がある。将来の経費と事業の効果に特に重点をおいたモニタリングが行われるべきであり、事業の見直しの機会を確保しておく必要がある。今後の事業拡大の道筋が不透明な状況であるならば、モデル地区住民と相談の上、事業の見直しを行うことを検討することが望ましい。</p>	<p>生ごみの資源化は、ごみ減量の有効な手段でありますことから、中野地区で地域循環型生ごみ処理推進事業を、モデル事業として実施しているものです。将来の経費、事業効果について、事業の検証を行うとともに、さらに集合住宅においてもモデル事業を実施し、検証を行いながら、今後の方針を検討してまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>郊外型住宅地域である中野地区でモニタリングを継続しながら利用者拡大を図るとともに、事業の検討結果を踏まえて、新たに処理機までの距離が近い集合住宅を対象とした大型生ごみ処理機を設置することとしております。なお、集合住宅への設置時期については、23年度11月末を予定しています。</p> <p>(資源循環推進課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
33	<p>Ⅲ. 一部事務組合への負担金等の支出について</p> <p>容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて</p> <p>容器包装リサイクル事業について玉山区を施策の対象とすることが、市全体としての重要施策であることを市民全体に認知してもらえることにつながることから、全市を挙げてごみ減量とリサイクル徹底のため、早急に玉山区の実態に合った収集方法等を立案して対象とすべきである。</p>	<p>玉山区での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業実施については、玉山区とともにごみの中間処理を行っている岩手町と足並みをそろえて実施する必要があることから、引き続き岩手町や岩手・玉山区環境組合と分別収集の拡大の実現に向け、協議を進めてまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>●未措置</p> <p>岩手・玉山区環境組合の中で共同処理できるよう岩手町や同組合に対し、分別の実施に向けた情報提供や施設見学は既に実施済みですが、現段階で岩手町に実施に向けた具体的な計画がないため、3者が集まる会議において申し入れを行うなど、引き続き実現を目指し粘り強く協議を進めてまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p>IV. 事業系一般廃棄物の処分手数料</p> <p>事業系一般廃棄物の処分手数料の算定根拠について経済的合理性の観点からは負担率について処分原価を適正に算出した上で、その100%に設定することが望ましいが、事業者の経営圧迫や不法投棄の増加といった懸念があることから、事業者に100%を負担させない処分手数料とした場合には、一般市民の負担額（処分手数料）についての算定根拠及び負担理由を説明する必要がある。</p>	<p>市民に対し、ごみの収集運搬や焼却の経費などと併せて、さまざまな機会を利用して説明いたします。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>●未措置</p> <p>現在、ごみの収集運搬や焼却の経費を算出する作業をしており、この結果を基に、毎年の清掃事業概要等に記載するなど、情報提供していくこととしております。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
49	<p>V. 家庭系ごみの有料化についての検討</p> <p>家庭系ごみの有料化の要否に係る今後の検討について</p> <p>市全体として家庭系ごみの有料化が必要であるとの判断に至った場合は、盛岡地域、都南地域及び玉山区も足並みを揃えての実施が望ましいが、ごみの減量目標の達成及び清掃事業の経済合理性を追求する観点から、実施可能な地域区だけでも先行して有料化をすることも、選択肢から除外すべきではないと考える。</p>	<p>盛岡市の家庭系ごみ排出量は減少傾向が続いており、現在、有料化の計画はありません。なお、仮に有料化を検討する場合には、市民の負担の公平性の観点から、全域での実施を前提として検討してまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>○措置済</p> <p>現在、家庭系ごみの排出量の減少が続いている状況でごみの有料化の計画はありませんが、有料化を検討する場合は、市内全域での実施を前提として検討することとしております。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	<p>VI. 資源ごみの回収事業</p> <p>資源ごみの回収コストに係る定期的な検討の必要性について</p> <p>集団資源回収はごみ減量や地域コミュニケーションを高めるといった主要な目的はあるが、同時に資源ごみの回収に関する経済合理性の観点からのモニタリングや定期的な検討が必要である。今後は、収集コストの把握、報奨金の適正額等に関する定期的な検討を行うべきである。この検討には、資源ごみの種類ごとの回収コストの試算結果、または資源ごみ全体としての回収コストの試算結果を基準に検討する等様々な方式が考えられるが、行政回収のコストの範囲なども含め、予め検討方法を決めておくべきである。</p>	<p>資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしており、経済合理性の観点から検討を行う予定はありません。行政回収については、収集品目の混載など収集方法の多様な可能性を検証しながら収集コストの把握を行うとともに、コスト試算の方法等、定期的な検討方法の検討を行ってまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>●未措置</p> <p>行政回収については、行政回収コストの範囲なども含め、年度内に検討方法を決定します。</p> <p>(資源循環推進課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
64	<p>VII. 盛岡市清掃事業における外注業務</p> <p>(1) 盛岡市と外注業務の双方で行われている業務について</p> <p>盛岡地域の1t当たり収集運搬原価は年々低減されてきてはいるが、平成20年度で都南地域の1.5倍にのぼっている。全量を委託している玉山区及び一部事務組合が収集している都南地域に比してまだまだ低減余地があると思われる。</p>	<p>委託業務について多面的に検証を進めながら計画的な委託の推進を図り、さらに効率的な収集体制となるよう検討し、収集運搬原価の低減に努めてまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>委託効果や市民サービスの影響等の検証結果に基づき、委託業務を計画的に推進し、収集運搬原価の低減を図っております。</p> <p>(資源循環推進課)</p>
65	<p>(2) 盛岡市一般廃棄物処理基本計画について</p> <p>処理基本計画では、より経済的な収集業務を行うため、ごみ収集の民間委託の拡大とあるが、数値目標が明確でないなど、具体性に欠けている。より具体的な計画の策定が望まれる。</p>	<p>処理基本計画は概ね5年を目途に改定しており、平成23年度は改定時期となっております。</p> <p>改定の際は目標の設定について、より具体的な計画になるよう、廃棄物対策審議会等での議論を踏まえて検討してまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>○措置済</p> <p>現在、処理基本計画は平成23年度の改定に向けて作業を進めておりますが、ごみ収集の民間委託の方針決定に基づき、処理基本計画に具体的な計画の記載を検討することとしております。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
65	<p>(3) 外注契約のあり方について</p> <p>リサイクルセンターと玉山廃棄物処分場は、担当毎に別個に水質検査に係る契約締結している現状は経済性を損ねるおそれがある。業務委託をまとめることにより費用が低減する可能性があるため、業務区分全体の見直しの要否について検討すべきである。</p>	<p>リサイクルセンターにおいては、まとめられるものについて一括して契約しております。玉山廃棄物処分場においては、ダイオキシン類検査業務とそれ以外の水質検査業務をそれぞれで契約する方法としておりますことから、当該業務委託の実施にあたり業務の見直しと調整を図ってまいります。</p> <p>(リサイクルセンター、税務住民課)</p>	<p>●未措置</p> <p>玉山廃棄物処分場は、平成25年度から焼却灰の搬入が再び開始される予定となっておりますが、その管理運営方法について、現在検討しているところでございます。水質検査の契約方法につきましては、施設の管理運営方法の検討の中で全体的に費用が低減するように検討してまいりたいと考えております。</p> <p>(税務住民課)</p>
66	<p>(4) 玉山区における一般廃棄物収集運搬業務委託について</p> <p>玉山区の一般廃棄物収集運搬業務委託は、地域経済の影響等を考慮した合併協定に則り玉山区内に事業所を有する業者への随意契約により委託している現状にあるが、今後は地域経済に悪影響を及ぼさない方法で競争原理を導入する方策を可及的速やかに講じていくことが望まれる。</p>	<p>地域経済に悪影響を及ぼさない方法で、競争原理を導入する方策を検討してまいります。</p> <p>(税務住民課)</p>	<p>○措置済</p> <p>一般廃棄物収集運搬業務委託の業者選定につきましては、平成23年度から複数の業者から見積もり合わせの方法を導入し、地域経済に悪影響を及ぼさない方法で、競争原理が働くように改善いたしました。</p> <p>(税務住民課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
79	<p>IX. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設） IX-1. 施設管理運営について</p> <p>備品管理について 物品の処理については、物品の処理については、盛岡市財務規則に規定されており、規定上は廃棄物品が生じた場合、返納所管部署が会計課へ報告する必要があるが、現物の備品に備品整理票の貼り付けが漏れていたため備品と認識できず、結果として報告が漏れたと考えられる。備品管理の徹底と適時な備品棚卸の実施が望まれる。</p> <p>また、公印に関しては、不正使用を防ぐ意味からも厳重な管理が求められる。公印の重要性に鑑みて、公印の印面を変更したとき又は公印を廃止したときは、公印の登録変更又は抹消することだけでなく、変更又は廃止した公印の現物も複数名立会のもと適切な手続を踏まえて処分する必要がある。</p>	<p>平成21年度において現品と備品データとの不一致は是正しておりますが、その後は、定期的に台帳と現品のチェックを実施し、備品管理を徹底しております。</p> <p>また、公印に関しては、印面を変更したとき又は公印を廃止したときは、複数名立会のもと、適切に処理してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（クリーンセンター）</p>	<p>○措置済</p> <p>現品と備品データとの不一致は、平成21年度において既に是正しております。</p> <p>今後とも、公印を含め備品の管理については適切に行なってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（クリーンセンター）</p>



包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
82	<p>IX-2. ごみ焼却業務関連契約について</p> <p>ごみ焼却炉管理業務に関連する随意契約について汎用性のない設備の設計施工は施工後の保守点検業務や改修工事の発注先業者が設計施工業者に特定されることが多いことから、次回の焼却施設の建設時には極めて慎重な検討が必要になる。</p>	<p>ごみ焼却施設は、性能発注によりプラントメーカー独自の技術を用いて個別に設計施工されるものでありますが、保守点検業務や改修工事については、可能な限り分割発注に努めております。次回建設時には、契約方法も含め慎重に検討してまいります。</p> <p>(クリーンセンター)</p>	<p>次回建設時には、契約方法やPFI等の導入なども含め、慎重に検討してまいります。</p> <p>(クリーンセンター)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
90	<p>X. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆびあす」 X-2. 利用料金の取扱いについて</p> <p>利用料金制の趣旨に鑑みて、指定管理者が得た利用料金に対し一定の制限を設けることについては再検討の余地があるのではないかとと思われる。一部とはいえ収入の使途に制限があることは、指定管理者のインセンティブを損なうことにつながりかねない。</p> <p>また、仕様書および協定書によれば、基準超過額は施設利用者に対するサービスの向上のための取組に充てることとなっており、この点は公共施設としての性格上合目的なものといえる。しかし、経営努力により得た利潤をさらなるサービス向上にどのように役立てるかは指定管理者の経営判断に委ね、その妥当性については適切なモニタリングを行うことにより評価し改善していくといった態勢整備を強化していく方が指定管理者制度導入の趣旨からいってもより実効的であろう。</p>	<p>利用料金収入の一部を利用者サービスの向上にどのように役立てるかについては、指定管理者の自主性を尊重しながら市と指定管理者で協議し、合意いただいた内容で決定することとしておりますことから、今後も同様に運用してまいります。</p> <p>(行政経営課)</p>	<p>○措置済</p> <p>利用料金制の取扱いについては、引き続き同様に運用しております。</p> <p>(行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
106	<p>X I. 盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）</p> <p>(1) 使用済み乾電池の処理方法について 再資源化により得られる環境保護上の利点と発生する環境に対する有害な影響を比較し考慮した検討が必要である。また、再資源化ではなく埋立により処理している自治体もあることから処理方法について慎重に検討する必要がある。</p> <p>(2) ペットボトルの財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しについて 使用済みペットボトルのリサイクルに当たっては、再商品化事業者と直接取引を行うことの検討が必要と考える。また、現在高止まりしているプラスチックの再処理についても、将来はペットボトルと同様に再処理が容易で高額で取引が行われることがあれば、同様の検討が必要になる。</p>	<p>全国都市清掃会議における広域回収処理事業として、会員市町村が処理を委託する仕組みであり、今後も同様の処理を進めながら、他都市の処理方法の調査など、必要な検討を続けてまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p> <p>容器包装リサイクル法に基づく基本方針により、容器包装リサイクル協会に円滑な引渡しを行うこととされており、今後も同様の処理を進めながら、必要に応じて検討を続けてまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済 使用済み乾電池については、水銀を含んでいる外国産の電池が流通している状況もあり、他都市の処理方法の調査結果を踏まえ、今後も従来と同様の処理による再資源化を進めます。</p> <p>(資源循環推進課)</p> <p>○措置済 容器包装リサイクル法に基づく基本方針により、容器包装リサイクル協会に円滑な引渡しを行うこととされており、今後も同様の処理を進めてまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
110	<p>X II. 盛岡市玉山廃棄物処分場</p> <p>平成25年度以降の当処分場のあり方について 岩手・玉山環境組合による中間処理後発生する玉山区の焼却灰、灰固化物、不燃残渣は、平成25年度以降は玉山廃棄物処分場での埋立が構想されている。しかし、現在未稼働の埋立処分施設を再稼働させるには埋立業務要員の確保や埋立業務車両の調達といった追加コストが必要であるため、残り十余年の埋立能力しか有しない当処分場の再稼働には今一度検討を要すると思われる。</p> <p>当処分場を再稼働とした場合の追加コストとリサイクルセンターへ運搬することとした場合の追加コスト（市が直接運搬するのか、岩手・玉山環境組合に委託するのか、といった運搬形態を含む運搬コスト）を今一度比較検討したうえで、今後の方針を確認すべきである。</p>	<p>リサイクルセンターの埋立処分場に玉山区の焼却灰等を搬入するには、地元の理解を得られることが大前提であり、今のところ搬入については難しいと考えておりますが、コスト面や管理運営面など総合的に検討した上で判断してまいります。</p> <p>(廃棄物対策課・税務住民課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成25年度以降、リサイクルセンターの埋立処分場に玉山区の焼却灰等を搬入することについて、コスト面だけをもって地元の理解を得られることは難しいと考えておりますが、玉山廃棄物処分場の搬入再開前に、コスト面及び管理運営面なども含めて総合的に検討した上で判断することとしております。</p> <p>(廃棄物対策課・税務住民課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
115	<p>XⅢ. 収集センター（三ツ割収集センター・門収集センター）</p> <p>(1) 旧施設の解体について</p> <p>解体事業の具体的な計画策定のため、最新の解体工事費用の見積りを取り寄せるべきである。</p> <p>解体時には土壌汚染の状況を任意で調査することを検討すべきである。</p> <p>解体事業の開始時期、財源の計画、解体後跡地の有効活用の具体的な内容を含む総合的な計画を策定し、早期解体を促進すべきである。</p>	<p>現在、廃棄物処理施設全体の整備構想を検討しており、具体的な計画を立案していく中で、解体工事費用の見積もり徴取と土壌汚染状況の調査も含めて、解体に向けた総合的な計画を策定し、早期解体を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物対策課)</p>	<p>○措置済</p> <p>廃棄物処理施設全体の整備計画策定作業を進める中で解体時期を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
116	<p>(2) 収集業務の今後のあり方について</p> <p>現状の3人1班体制を仮に3人から2人とした場合の person 費減少額を算出することや、15時以降業務終了時間17時までの2時間ほどの職員の労働力の有効利用を検討することは、現状の収集業務にかけている person 費を今後新たな清掃サービスの提供や市の他の業務に充当することを検討する際に、有用なデータを提供したものと考える。</p> <p>市のごみ収集業務の民間委託は望ましい方向であると考えられ、民間委託を加速すべきである。ただし、天災等における市の緊急活動の必要性が生ずることを考慮すると、全面的な民間委託の可否の判断に当たっては、極めて慎重な検討を要するものとする。</p>	<p>委託業務について多面的に検証を進め、計画的な委託の推進を図りながら、災害時の対応のほか、高齢者等でごみ出しができない市民に対する戸別収集など新たなサービスの可能性を検討し、市民の期待に応えるよう努めてまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>委託業務の計画的な推進を図っており、併せて災害時における緊急物資支援活動及び高齢者等自力でごみ出しができない世帯に対する戸別収集制度について、年度内のモデル事業実施に向け検討を進めております。</p> <p>(資源循環推進課)</p>